

**第3次名古屋市社会福祉協議会
地域福祉推進計画**

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

第3次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画 目次

はじめに

I	計画策定の背景と課題	1
1	本計画を取り巻く環境	1
2	なごやか地域福祉2005（名古屋市地域福祉計画）と本計画の関係	8
3	前計画の評価 ー達成状況と残された課題ー	11
II	計画の目標と体系	17
1	計画の基本的な事項	17
2	計画の基本的な考え方	19
3	計画の体系	25
III	実施計画（33の実施項目）	45
（付属資料）		
○	次期名古屋市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱	82
○	次期名古屋市地域福祉推進計画策定委員会委員名簿	83
○	次期名古屋市地域福祉推進計画策定委員会作業チーム委員名簿	84
○	委員会審議経過	85

I 計画策定の背景と課題

1 本計画を取り巻く環境

平成13年度から新・名古屋市地域福祉推進計画（以下「前計画」と略します。）を実施し、平成17年度の計画期間の終了までに社会福祉協議会（以下「社協」と略します。）を取り巻く環境も大きく変化しています。

平成12年度に施行された社会福祉法に地域福祉が明確に位置づけられ、地域住民や社会福祉事業の経営者、社会福祉の活動者が相互に協力して、地域福祉の推進に努めることとされました。同じ年に介護保険法が施行され、行政がサービスを決定する措置制度からサービスを利用者が選択するという利用制度へ変更され、利用者の主体性が制度の定着とともに高まりました。サービスの質の向上とともに、制度で対応できないニーズに対する住民の福祉活動が期待されています。

また、社会福祉基礎構造改革の中で、福祉においても規制緩和が進められ、介護保険制度の導入とともに多様な事業者が福祉に参加するようになりました。地域における利用者の生活を支援していくうえで、保健・医療・福祉の専門機関や事業者、地域住民、ボランティア団体などのネットワークが益々重要になっています。

障害の分野においても平成15年に支援費制度が導入され利用制度へ移行し、さらに平成18年度には障害者自立支援法として身体障害、知的障害、精神障害の3障害が統合され、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供されることになりました。障害のある方も地域で自立した生活が送れるようにサービスの充実が求められています。

一方、国において三位一体の改革により、できるだけ地域に近いところで総合的に施策が決定されるよう権限を地方に委譲する改革が進められています。その主体となる自治体の自立性と財政基盤を高めるために数多くの市町村合併が実行され、平成18年3月時点で全国の3,232市町村が1,821の市町村に統合されました。全国の市町村社協も同様に統合され、事業の効率化に取り組んでいます。名古屋市は合併の対象ではありませんが、財政状況の厳しさは同様であり、補助団体である市社協も事業を精査・評価して、効果的な事業実施に努める必要があります。

さらに市・区社協を取り巻く環境について、重要な事項として以下の4点を整理します。

1) 区社協地域福祉活動計画の策定

(1) 全市一律の地域福祉の推進から区社協の個別の支援へ

前計画の最大の目標であった区社協地域福祉活動計画（以下「活動計画」と略します。）が平成16年度に全区社協で策定されました。この計画に基づき区社協は、それぞれ住民とともに取り組む目標を設定して計画を実行しています。今までその時々福祉課題に対して、全市一律に地域福祉の推進を進めてきましたが、地域の特性を活かした各区社協が独自に展開する地域福祉の推進に対し、個別に支援していくことが必要になっています。

① 市社協の支援体制

活動計画の策定と実施支援のために市社協内部に各部から一定の職員が参加する横断的な支援体制を作ってきました。16区を4ブロックに分け各部の次長級職員4人が担当し、その下に所属に捉われない主任・主事が1～2区を担当して、前計画の推進を図ってきました。その結果、活動計画の策定という16区の共通の課題については効果的な支援ができましたが、活動計画実施段階において、区別の重点事業については支援が不十分な状況があり、支援体制を見直す必要があります。また、16区一律でない事業を具体的に支援するためには、市社協としてどのような役割を担うかを整理する必要があります。

② 区社協の第2次活動計画策定の支援

活動計画は、平成16年度から5年の計画期間としており、平成20年度に計画期間が終了します。第2次活動計画策定に向けて現在の活動計画を分析・評価するとともに、第2次活動計画策定に当たっての支援方法を検討する必要があります。

(2) 全市で共通に取り組むプログラム

前計画においては、生活支援のためのプログラムづくりをモデル事業などで取り組んできました。現在、地域福祉リーディングモデル事業として、地域において地域福祉型福祉事業を立ち上げる人材養成事業（NPOと協働）を平成17年度から開始し、平成18年度からは講座の修了生を中心に新たな事業を開始し安定するまでの3ヵ年を対象とする助成事業を実施します。また、事業開始後の課題について相談に応じるフォロー事業も実施します。区社協独自の計画推進と合わせて、こうした全市で共通に取り組む事業をどう整理するかが課題となります。

2) 介護保険制度の見直し

(1) 介護保険制度の見直しの影響

平成12年度に開始された介護保険制度は、5年を目処に見直しを行うということから平成17年度に大幅な見直しが行われました。主な改正点として、①予防重視型システムの確立 ②施設給付の見直し ③新たなサービス体系の確立 ④サービスの質の確保・向上 ⑤負担のあり方・制度運営の見直しが実施されました。

社協にとっては、特に①「予防重視型システムへの確立」や③「新たなサービス体系の確立」が事業を実施するうえで大きな影響があり、新たな制度として「地域包括支援センターの設置」や「地域支援事業（介護予防事業）の実施」、「新予防給付の実施」などがあり、それぞれの事業に市・区社協で取り組むこととなります。

こうした事業の中心となるのが「地域包括支援センター」になります。

地域包括支援センターは、

- ①保健師などによる介護予防事業及び新予防給付のケアマネジメントの実施
- ②主任介護支援専門員による支援困難ケースへの対応など介護支援専門員への支援
- ③社会福祉士による高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、高齢者虐待や権利擁護の相談

を担う地域の中核機関になります。

この地域包括支援センターの機能を活用して、公的なサービスと住民などによる地域福祉活動をマネジメントする総合相談と介護支援専門員を支援することで予防の時期から要介護の時期まで包括的・継続的なケアマネジメントを実現することが期待されています。さらに社協の従来からの地域福祉推進の機能、特性を活かした効果的な運営が必要です。

(2) 名古屋市における「地域包括支援センター」の状況

国においては、センターを概ね中学校区に1カ所程度の設置を見込んでいましたが、名古屋市においては、13区において2カ所、規模の小さい3区で1カ所の全体で29カ所の設置となりました。国の想定より広範囲の地域を担当するセンターとなります。

社協においては、表1のように各区1カ所受託し、瑞穂区の2カ所目を加えた17カ所を運営します。区内全域を担当する区社協と他の団体と地域を二分して

担当する区社協ができます。区社協と区内の他の地区で運営する団体を含めた地域包括支援センターの役割の整理と連携の整理が必要となります。

また、従来介護保険のサービスを利用してきた軽度の利用者のうち、介護予防事業や新予防給付に移行する利用者に対する支援も重要な課題となります。

表 1 平成 18 年度区社協の地域包括支援センターの実施状況

設置数	運営主体	在宅サービスセンター 開設区	在宅サービスセンター 未開設区
1 区 1 ヲ所	社協(1)	熱田区・中区	東区
1 区 2 ヲ所	社協(2)	瑞穂区	—
	社協(1) 他団体(1)	千種区・中村区・昭和区 港区・南区・守山区	北区・西区・中川区 緑区・名東区・天白区

※ 各センターに保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士を配置

(3) 新しい区社協の機能整理

介護保険の開始以後、急速に民間参入が進み、通所介護事業についても平成 17 年 4 月時点で市内に 257 ヲ所が整備され、名古屋市自身がデイサービス施設を整備する必然性がなくなり、このため 10 番目に整備が予定されている東区在宅サービスセンターでは、通所介護事業の機能を外して整備することとなりました。今後の在宅サービスセンターについては、原則通所介護事業を整備しないこととなります。

一方、新たに地域包括支援センターなどの相談とネットワークの機能が強化され、地域福祉の推進機能を含めた区社協の機能を整理することが課題となります。

3) 地域福祉推進環境の変化

(1) 社協の基盤を見直す

これまで社協は、地域福祉を進めるとともに様々な福祉事業を受託することで、社協の組織・事業の拡大を進めてきましたが、介護保険制度を始め民間活力の活用の流れは明確となり、社協だけが地域福祉の担い手であるという状況ではなくなったといえます。前計画においても地域福祉推進の実施主体を事業者・団体に

大きくゆだねることとしましたが、社協が今まで実施してきた事業についても見直しの必要な状況となっています。

改めて社協の基盤となる地域、その中核団体として小学校区を単位として全学区に組織された「地域福祉推進協議会」を始めとして、地域福祉の中心となる基盤をどう考え、地域福祉に位置づけるかが課題になります。

(2) 社会福祉施設やNPO、ボランティアなどを始めとする関係団体との連携

社会福祉施設においても地域との関係が重視されるようになり、区社協の相談事業に協力する施設もでてきています。一方、介護保険の経営や障害者自立支援法の施行により、厳しい状況にある施設もあります。社協と施設との連携のあり方を整理する必要があります。

また、名古屋市内でも300を超えるNPO法人（特定非営利活動法人）が生まれ、多様な活動が行われています。福祉のNPOに限らず地域福祉を進めるためにNPOと住民による地域福祉活動が連携を図ることが非常に有効であり、NPOが地域に根ざした活動を広げることにもなります。一方、ボランティアについては、市内で1,416グループ、66,259人（平成18年3月の市社協登録）が多様な地域福祉活動を展開しています。こうした中で、NPO、ボランティアなど（以下「NPOなど」と略します。）の関係団体や社会福祉施設などとのネットワーク、協働について検討する必要があります。

(3) 区社協への活動財源の支援

区社協が地域福祉を進めるうえでの活動財源は、共同募金の配分金、賛助会費、福祉基金などの市社協からの助成金などです。平成11年度と平成16年度の実績を比較すると、全区の共同募金の配分金は、153,686千円が143,220千円と約10%の減少、賛助会費も77,081千円が70,911千円と約5%減少しています。また、福祉基金も低金利の状況が続いており、福祉基金積立金のうち、市民からの寄付金を除く市の補助金分を取り崩して実施している状況であり、事業の見直しをしてきました。

地域福祉活動のもととなる財源の確保は重要な課題であり、区社協の財源づくりに関する支援策や財源確保を含めて市社協として検討する必要があります。

4) 職員体制などの変革の必要性

(1) 地域福祉を支える職員の資質や技術の向上

職員の研修については、階層別研修や専門研修など多様な研修を実施していますが、地域福祉の現場で活用する知識・技術が、全ての職員に十分に身につけているとはいえない状況にあります。

介護保険事業においては、平成18年度の制度改正により、経営が厳しくなることが見込まれ、市・区社協の事務職員体制の見直しを進めています。こうした厳しい状況下、少数の職員で効果的な事業遂行を実現するためにも、一人ひとりの職員の知識・技術をどのようにして高めるかが重要な課題となっています。

(2) 職員が地域福祉の推進に専念できる環境づくり

社会福祉法人としてより適正な運営が求められる中、情報公開にも対応できる事務処理など様々な事務負担が増加しています。平成17年度に実施した区社協事務職員の業務調査では、全業務に占める内部事務の業務量は28.8%にのぼりました。予想以上に大きなウエイトを占めていることが判明し、また、事務の仕方により区社協の中でも格差のあることも判りました。

また、区社協活動計画の策定により、地域住民と企画段階から協働し、実践する事業が中心となることで、地域福祉を進める業務も複雑化しています。地域福祉活動以外の内部事務の効率化及び外部団体への委託化などに取り組み、地域福祉活動に専念する時間をいかに確保するかが課題となっています。

(3) 市社協の体制の見直しと事業経営

① 事務局体制

市社協事務局は、「総務部」「地域福祉部」「ボランティアセンター」「在宅福祉部」「施設福祉部」の体制で事業ごとの縦割りで組織してきましたが、「地域包括支援センター」や「介護保険制度の見直し」に対応する中で、事業相互の連携や区社協の総合的な支援が必要な状況に変わりつつあります。このような状況の変化にともない市社協の現行体制は、区社協を支援するうえで最善とはいえない状況にあり、経営の効率化を含めて新たな組織体制の再編が必要な時期にきています。

② 介護保険制度の見直しへの対応

介護保険制度から5年、従来から実施してきた訪問介護・通所介護、新たに

取り組んだ居宅介護支援の3事業について、今回の制度改革を踏まえてより採算性を重視した経営力の向上とサービスの質を向上することが求められます。

また、自立支援生きがい通所事業（巡回型）の事業や福祉会館で実施する「拠点型」の生きがい通所事業についても、介護保険事業の見直しに伴い地域支援事業（介護予防事業）に移行することとなり、名古屋市の制度変更に合わせて、対応していくことが求められます。

③ 施設管理の指定管理者制度への移行

福祉会館・児童館を始め名古屋市から管理運営を受託している施設が、地方自治法の改正により、公募によって管理者を選定する指定管理者制度に移行しました。この制度は、4年ごとに指定管理者の選定を行い、競争による経費の効率化とサービスの向上を図るものです。

（市社協の受託施設の状況）

・児童館・福祉会館	平成16年度～19年度	市社協で管理
・総合社会福祉会館	平成17年度～20年度	市社協で管理
・とだがわこどもランド	平成18年度～21年度	市社協で管理
・高年大学鯉城学園	平成18年度～21年度	市社協で管理
・休養温泉ホーム松ヶ島	平成17年度で受託終了	

今後、指定を受けた施設について、社協が運営することによる特色を出すことが求められ、区社協との連携を始め、各施設をいかに地域福祉の推進と関連づけて運営するかが課題となります。

2 なごやか地域福祉2005(名古屋市地域福祉計画)と本計画の関係

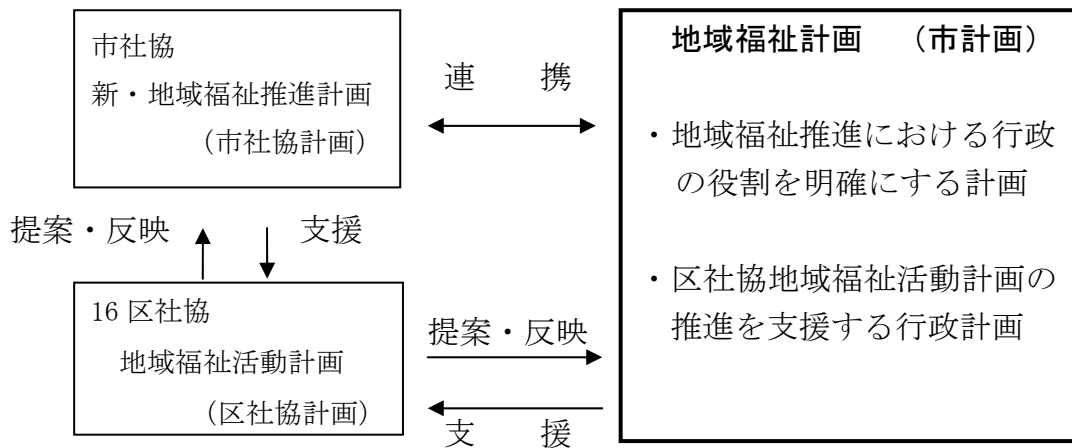
平成17年度から「なごやか地域福祉2005」(以下「市計画」と略します。)が実施され、市・区社協の位置づけが、名古屋市の地域福祉を進める中核となる団体として期待されていることが明確にされました。市計画の求める役割と区社協活動計画を整理し、区社協と区役所の協働について検討する必要があります。

(1) 本計画と市地域福祉計画、区社協活動計画の3つの計画の関係

下記の図で整理されているように本計画(市社協計画)は、区社協から提案を受けながら、その意見を反映し、区社協計画を支援する計画となります。また、本計画を策定・実施するあたり、市計画と連携して進めることとなります。

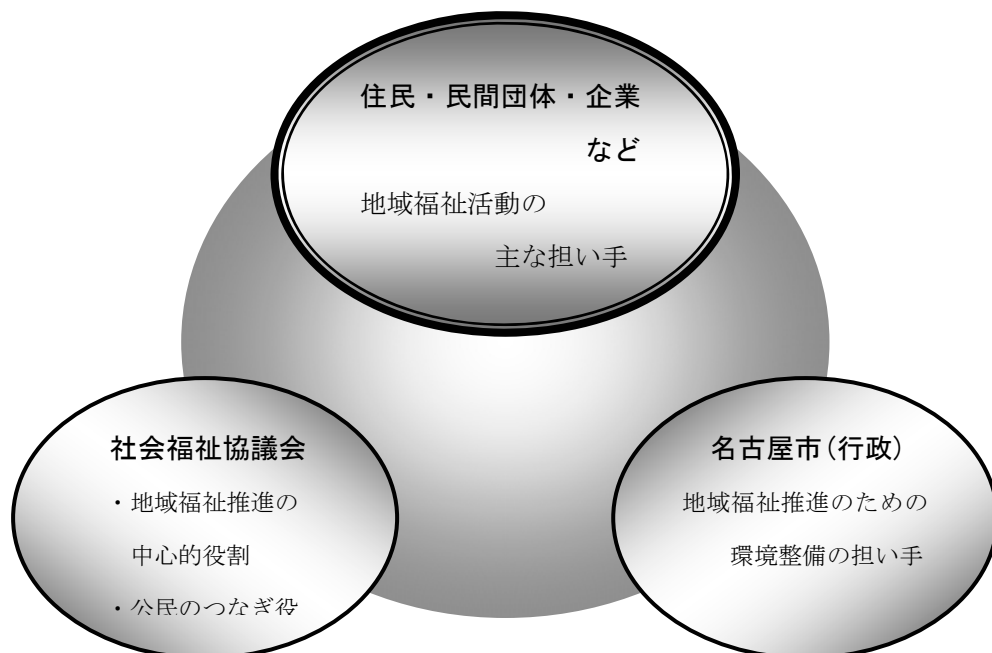
従って、区社協が地域福祉を推進していくあたり、市社協として何を支援することが、最も重要であるかを検討することが求められます。

3 計画の関係図



(市計画 P32より)

(2) 住民・社会福祉協議会・名古屋市の役割分担



(市計画 P25より)

市計画において社会福祉協議会は、「地域福祉推進の中心的役割」と「公民のつなぎ役」の2つの役割を明確にしています。この役割は、市社協と区社協がともに求められる役割になります。

具体的な役割としては、次の3つの項目が記載されています。

- ① 社協が地域で把握したニーズや援助が必要な人を市につなぐ役割
- ② そのニーズ等に対して施策や環境の改善などを市に提言することで、住民の皆さん・民間団体・企業などと市とを橋渡しする「つなぎ役」の役割
- ③ 住民の皆さん・民間団体・企業などと協働による事業を具体的に実施、支援する推進役としての役割（市計画 P 2 9より）

(3) 市計画の目的と方策

市計画の目的として「様々な生活課題にきめ細かく対応するため地域全体で取り組む「仕掛け」と「仕組み」づくりをすすめ、あわせて福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めるため（市計画 P 2 1より）」に策定すると位置づけています。

また、この計画を実行することにより、「住民のみなさんをはじめ、地域の様々な活動主体が自分の地域に関心を持ち、互いに助けあい、支えあうような関係づくりを進める（市計画 P 2 1）」としています。

計画の体系は、3つの柱と15の方策で構成されています。

- ① 第1の柱 共通認識づくり（3つの方策）
～意識啓発から行動へつなげる仕掛けづくり～
- ② 第2の柱 新たな担い手の育成、新たな体制づくり（8つの方策）
～共同と協働による仕組みづくり～
- ③ 第3の柱 福祉サービスが活かされる地域づくり（4つの方策）
～利用しやすい福祉の環境づくり～

社協には、「第1の柱である共通認識づくり」では、福祉の啓発行事などを通じて、参加した人達が実際の行動に移るような意識啓発のできる事業が期待されます。

「第2の柱である新たな担い手と新たな体制づくり」では、福祉活動の担い手の育成と交流の「場」づくりが求められ、今まで進めてきた、地域における近隣

の支え合い活動や新たな生活支援のプログラムづくりを行政と一体となって引き続き取り組む必要があります。

「第3の柱である福祉サービスが活かされる地域づくり」では、ハード面での環境整備は市が行い、関係機関との連携や情報提供などソフト面での役割が期待されています。社協が地域包括支援センターの取り組みによる関係施設・事業者との連携を始め、様々な施設・団体などとネットワークづくりを進め行政につなげることが求められます。

3 前計画の評価 — 達成状況と残された課題 —

(1) 新・名古屋市地域福祉推進計画の体系と目標について

新・推進計画は、2つの基本軸と6つの柱を枠組みとして構成しています。

第1の軸は、区社協が主に取り組む事項で、「生活支援」のための事業を進め、サービスの質の確保を図ることを目指すとともに、地域福祉活動の支援センター機能を果たす区社協による『社協事業[プログラム]の総合的推進計画』です。

第2の軸は、市社協が取り組む、地域福祉を計画的に推進するための開発力を高めるための『地域福祉の計画的推進[ソフト]の支援・連携計画』です。

この2つの基本軸に6つの柱を立て、12の重点計画、25の実施項目から構成しています。(16頁「前計画の体系図」参照)

「前計画」の目指すものは、次のとおりです。

- ①地域福祉の推進において生活支援のためのプログラムづくりをすすめます。
- ②介護保険事業を中心に質の向上や第三者評価といった利用者の支援を進めます。
- ③地域福祉の推進を住民や専門機関とのパートナーシップで進めます。
- ④地域福祉の推進を計画的に進めます。
- ⑤区の個性化を図りながら地域福祉を推進します。

(2) 前計画の評価

前計画の評価について、6つの柱にそって設定されている重点計画において、目標がどう達成されたか、また残された課題は何かを整理します。

[第1の柱]「介護保険の事業」について

(重点計画)

(1) 利用者サービスの質の向上(実施項目(1)・(2))

介護保険事業の中では質の向上に取り組みましたが、地域福祉部門との連携などトータルな支援を実施することは十分に取組みませんでした。

→ 地域でのケアマネジメント機能を充実させる必要があります。

(2) 社協の公益性と採算性の確保(実施項目(3))

計画期間内においては、採算を確保できましたが今後の見通しは十分とは言えません。

→ 平成18年度の介護保険制度の改正への対応が大きな課題となります。

[第2の柱]「在宅サービスセンター」について

(重点計画)

(3) 地域福祉の拠点センターとしての機能強化 (実施項目(4)～(6))

地域福祉活動支援センター機能を発揮するための相談の充実や土日の開設、障害者などへの利用拡大については、活動計画の中で実施する区もありますが十分実施できていません。

→ センターの活用については、決して十分な状況ではなく、活動計画実施に合わせて関係団体と連携し拡充する必要があります。センターの利用時間についても、区介護保険事業所の対応と並行して検討する必要があります。

(4) 新たな活動推進エリアの設定 (実施項目(7)・(8))

中学校区を活動推進エリアとして、専門職(介護保険担当職員と地域福祉担当職員)によるエリア担当制を2区で試行しましたが、全市への拡大はできていません。

→ エリア担当制については、地域福祉担当職員がエリアを分担しての課題解決のプログラムづくりを行うことは困難な状況があり、全市への拡大は断念しました。他の手法による在宅福祉部門と地域福祉部門の連携が必要です。また、地域福祉コーディネート機能を強化するために職員の体系的な育成も必要です。

[第3の柱]「生活支援型のサービス」について

(重点計画)

(5) 多様なサービスの展開 (実施項目(9)～(11))

ふれあい・いきいきサロンなどの実施数を拡大しましたが、多様な共生型サロンの実施までできていません。共生型サロンの開設支援策として、平成17年度からふれあいいきいきサロン助成事業の対象を高齢者のみから共生型へも拡大しました。

→ 中区などで共生型サロンの取り組みもあり、積極的に支援するとともにサロン以外の共生型ふれあい活動についても調査研究する必要があります。

(6) 住民との新たなパートナーシップの確立 (実施項目(12))

新たに有償による地域福祉サポーターについて試行を行いました。活動計画の中で一部の区において導入が計画されています。

→ 地域福祉サポーターは、試行においては評価されましたが、財源の問題

で16区への拡大が困難でした。職員体制も厳しい状況があり、活動計画で導入を計画する区を支援しつつ、他の区へも拡大を図っていく必要があります。

[第4の柱]「区社協の活動」について

(重点計画)

(7) 住民参加による区社協活動計画の策定（実施項目(13)・(14)）

区活動計画は、平成16年5月に16区一斉に策定を完了しました。区活動計画策定において、多くの住民の参加を得て計画を検討し、社協と住民との協働による事業実施の方向性ができました。しかし、学区レベルでの調査・分析・評価や活動の支援までには至りませんでした。

→ 活動計画の計画段階、実行段階の特徴や課題を分析して、第2次活動計画につなげる必要があります。第2次活動計画は、第1次計画をさらに高度化し、各ステップを着実に実行する必要があります。

地域に関する情報収集、地域診断、地域へ個別に関わる際にこれらの情報の活用方法など職員の力量アップが必要です。

(8) 地域団体との協働による事業の推進（実施項目(15)）

ボランティア体験学習事業への助成を行い区社協と他団体との連携を進め、市社協では、ボランティアフェスティバルをボランティア・NPOセンターと協働で開催するなどの事業を推進しました。区社協における新たな事業での協働までは取り組めませんでした。

→ 区レベルでのNPOなどとの協働について、支援していく必要があります。

[第5の柱]「市社協の区社協支援」について

(重点計画)

(9) 関係スタッフの養成・研修の再構築（実施項目(16)・(17)）

ボランティアコーディネーター研修・コミュニティワーカー研修など関係スタッフの多様な研修を実施しました。新たなマンパワー養成については、十分に取り組めていませんが、17年度に「福祉のまちづくりリーダー養成講座」を実施しました。

→ 職員研修については、研修全体の体系化に取り組む必要があります。「福

社のまちづくりリーダー養成講座」を始めとする「地域福祉リーディングモデル事業」を区の新たな人材づくりにつなげる仕組みに改善する必要があります。

(10) 地域福祉のマネジメント機能の強化（実施項目(18)～(21)）

市社協の各部から職員が参加し、16区社協をブロック担当で分担し区社協支援を行いました。活動計画づくりには大きな効果がありましたが、活動計画実施段階の支援は十分ではありませんでした。

計画の進捗状況の管理・地域福祉推進の効果測定と指標化・生活支援プログラムの調査研究は、学識経験者を含めて検討することを計画しましたが、未実施となりました。

→ 区社協の活動計画実施の支援については、現在のブロック担当制では十分な対応ができず見直しが必要です。今後は、学識経験者との協働による分析・評価・企画などの機能強化に取り組む必要があります。

[第6の柱]「関係団体との連携」について

(重点計画)

(11) 地域保健・医療との連携強化（実施項目(22)・(23)）

各区で区の特性を活かした「地域ケア会議」が開催され、地域の事業者や団体の協力が得られるようになってきています。

→ 地域包括支援センターに移行した場合の対応が課題となります。

(12) 福祉のまちづくりの総合推進（実施項目(24)・(25)）

NPOとの連携は、ボランティア・NPOセンターと「ボランティアフェスティバル」での協働やNPOを支援する中間支援団体と「地域福祉リーディングモデル事業」で協働を実現しています。市の地域福祉計画に反映するための「福祉のまちづくり調査研究事業」は未実施になりました。

→ 今後は、区社協とNPOとの協働の支援と多様なNPOとの相互理解を深める活動が必要です。調査研究事業は、市社協の企画立案機能を高めるために重要な取り組みになります。

[計画全体の総合的な評価]について

25の実施項目の中に「59」の実施事項を計画しました。

この実施事項ごとに評価された点数の平均を総合的な評価とします。

評価の平均点は、5点満点中「2.2」となります。

- (1) 本計画の最大の課題であった区社協の個性ある事業推進を行うための活動計画が全区で策定できましたが、様々な課題も把握されました。
- (2) 在宅サービスセンターの機能活用については、活動計画策定において活用されましたが、土日や相談機能については、十分な活用に至っていません。
- (3) 介護保険部門と地域福祉部門の有効な連携を図るためのエリア担当制などの試行は全市展開ができませんでした。
- (4) 「福祉のまちづくり調査研究」「地域福祉推進の効果測定と指標化」「生活支援プログラム調査研究」など学識経験者の参加を得ての研究ができませんでした。

前計画の体系図

(重点計画)

(実施項目)

(6つの柱)

(2つの基本軸)

新・地域福祉推進計画の二つの分野

社協事業
の総合的推進計画

地域福祉の計画的推進
の支援・連携計画

介護保険の事業

在宅サービスセンター

生活支援型のサービス

区社協の活動

市社協の区社協支援

関係団体との連携

1 利用者へのサービスの質の向上

2 社協の公益性と採算性の確保

3 地域福祉の拠点センターとしての機能強化

4 新たな活動推進エリアの設定

5 多様なサービスの展開

6 住民との新たなパートナーシップの確立

7 住民参加による区活動計画の策定

8 地域団体との協働による事業の推進

9 関係スタッフの養成・研修の再構築

10 地域福祉のマネジメント機能の強化

11 地域保健・医療との連携強化

12 福祉のまちづくりの総合的推進

1 ケアマネジメント機能の充実強化
2 第三者評価に向けての「自己評価」の早期実現

3 介護保険事業の今後の展開

4 総合相談の拠点としての機能充実
5 地域福祉活動支援センター機能の強化
6 障害者や児童への施設利用の拡大

7 専門職によるエリア担当方式の導入
8 地域福祉コーディネート機能の強化

9 生活援助型食事サービスの拡大
10 生きがい通所事業の拡大
11 共生型ふれあい活動の推進

12 地域福祉サポーター制の導入

13 個性ある事業推進のための区活動計画の策定
14 小学校区での地域福祉活動の支援

15 住民の多様な参加を生かした新規事業の開発

16 重層的で多様な研修の実施
17 新たなマンパワーの養成・確保

18 区社協活動推進ブロック担当制の導入
19 計画の進捗状況の管理と評価
20 地域福祉推進の効果測定の指標化
21 生活支援プログラムのための調査研究

22 基幹型在宅介護支援センター機能の強化
23 介護予防連携・介護者支援事業の推進

24 福祉関係のNPOや草の根活動団体との連携
25 福祉のまちづくり調査研究事業の実施

Ⅱ 計画の目標と体系

1 計画の基本的事項

1) 計画の名称

計画の名称は「第3次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画」とします。

過去の市社協計画からの継続性を受けて「第3次」とし、名古屋市及び区社協の地域福祉に関する計画が策定されている状況があり「名古屋市社会福祉協議会」の名称を計画の名称に含めた地域福祉を推進する計画とします。

2) 計画の期間

計画の期間は「平成18年度から平成22年度までの5年計画」とします。

中期計画として5年間を設定します。

ただし、計画の中間年である平成20年度に見直しを行うこととし、この際に介護保険の制度改正など状況の変化を踏まえ、名古屋市の計画である「なごやか地域福祉2005」（平成21年度までの計画）との一体的な策定も視野におき、計画策定の1年間の前倒しも含めて検討します。

3) 計画の財源

市社協が計画を実施するための財源としては、市からの補助金や委託料、共同募金の配分金、福祉基金などの積立金の財源、独立採算の一事業者となる介護保険などの独自事業の収入があります。前計画においては、介護保険事業の経営努力により、一定の財源を地域福祉に活用するという一方で、平成16年度及び平成17年度に「介護保険事業等収入地域福祉還元事業」を実施し、貴重な地域福祉の財源としてきました。ただし、平成18年度から介護保険制度について、軽度の対象者に対する報酬単価が見直され、厳しい報酬体系となりました。他の事業者と比較して軽度の対象者の多い本会としては、経営上厳しい状況が想定され、還元事業を一時中断せざるをえない状況となっています。

また、区社協が地域福祉を進める財源として、共同募金や賛助会費など区民からいただく浄財が事業の大きな財源となっており、経済状況の改善が報道される中ではありますが、実績の面では減少の傾向にあります。また、区社協により賛助会費などの額に大きな差があり、特に賛助会員の少ない区については、厳しい財源状況となっています。

こうした中で、市・区社協の取り組む地域福祉の推進が、客観的に市民の福祉向上に貢献している状況を明確にするとともに、徹底した事務・事業の効率化に取り組みます。さらに本会事業の「福祉基金」及び「運営基金」の活用について、平成18年度に一定の整理を行うとともに、区社協の自主財源の確保状況も踏まえ、財源の確保に努めます。

4) 計画の進行管理

前計画では、進行管理が徹底されず、年度の終わりに内部において、確認するだけに終わりました。進捗状況は確認されましたが、その事業が目標に対して効果がどうであったかの評価が不十分でした。

今回は各実施項目について目標を明確にしたうえで、事業管理シートを作成します。実施項目に記載される事業については、短期的な事業や常時継続して実施する事業もありますので、短期的な事業については一つひとつの事業終了時に事業の評価を行い、その事業の改善や継続について判断したうえで次に取り組むこととします。長期的な事業については、定期的な評価を実施したうえで、常に最善の方法へ改善するように努めます。

こうした日常的な進行管理を行ったうえで、各実施項目について各年度において学識経験者の参加する評価委員会を開催し、次年度の実施について修正点を検討します。進捗状況については、理事会・評議員会などにおいて報告し、多角的な意見を伺います。また、3年目には、外部委員を含めた評価委員会を開催し、区社協の第2次活動計画の方向性も踏まえて、新しい状況に応じた計画の見直しを実施します。

2 計画の基本的な考え方

1) 計画の性格

区社協活動計画は、「住民と区社協が地域の福祉を進める計画」と位置づけられ、住民にどのように地域福祉を担っていただくかを含めて、区社協が取り組む事項を計画しました。

これに対して、本計画については、住民の地域福祉活動の広がりや社会福祉施設・団体・NPO・ボランティアなどの地域福祉への取り組みを一層進めていただくために市・区社協が協力してどのように地域福祉推進に取り組むかを明確にするものです。

(1) 前計画との関係

- ① 前計画において、区社協の個性ある活動計画づくりを最大の目標としましたが、今回の計画においても、区社協が地域の実情に合わせて独自に地域福祉活動を展開することを尊重し、各区の地域福祉の推進を支援するために何が必要であるかを明確にします。それを踏まえたうえで、市・区社協で今後5年間に共通に取り組むべき事項を示しています。
- ② 前計画において「活動計画づくり」以外で目標とした「生活支援のためのプログラムづくり」「介護保険事業を中心に質の向上や第三者評価といった利用者支援」「地域福祉の推進を住民や専門機関とのパートナーシップで進めること」などは、引き続き今回の計画においても継承します。
- ③ 前計画においては、「新たな地域福祉推進エリア」として近隣地域、中学校区、4区をまとめたブロックを設定しました。特に中学校区を生活支援型のサービスの実施エリアと位置づけましたが、今回の計画では継承せず、生活支援プログラムについては、具体的な事業内容に応じて実施エリアを設定します。

(2) 市計画との関係

- ① 市計画の中で、「地域全体で取り組む仕掛けと仕組みづくり、福祉サービスの利用しやすい環境づくり」が取り組みとして掲げられています。こうした課題を受け本計画においても、中心となる目標として、地域の支えあい活動や生活

支援プログラムの実施による仕組みづくりと新たな担い手づくりを位置づけ、行政と一体となって取り組むこととします。

- ② 市計画の中で、社協の役割が、住民・民間団体・企業などの民間と行政のつなぎ役として位置づけられました。本計画においては、「誰もが安心して住み続けられるまちづくり」に向けて区レベルでの住民、関係施設、事業者、団体、行政などの「福祉組織のネットワーク化」を市・区社協が協力して進めます。

2) 計画の目標

本計画の全体目標は、「地域福祉を進める団体として、個々の職員（コミュニティワーカー）の力量を高め個別の福祉課題に応えるとともに、関係する専門機関と連携のもと地域で支える様々な人づくり、事業づくりの推進」とします。

(1) 地域での支え合い活動と生活支援のプログラムづくりの推進

① 地域福祉活動を含めた総合的な支援の必要性

平成12年度から介護保険制度が始まり、在宅・施設ともにサービスの量が飛躍的に伸び、今まで孤立しがちであった世帯にケアマネジャーやサービス事業者などの専門職が関わることで、生活を支える部分では大幅に改善されています。しかしながら、ケアマネジャーの業務として、インフォーマルサービスを含めた利用者のトータルな支援が求められていますが、現実には介護保険サービスの調整と給付管理に止まっていると言われていています。

この課題に対応するために、平成18年度の介護保険の見直しではケアマネジャーの担当できるケース数を減らし、本来ケアマネジャーに求められているフォーマル・インフォーマルなサービスの利用を含めたケアマネジメントを期待しています。こうした動きの中で、要援護者に対する近隣の関わりへの意識と期待が高まることとなり、社協による住民の地域福祉活動の推進がより具体的に求められる状況が想定されます。また、障害者の施策でも身体・知的・精神の3障害が障害者自立支援法に統合され、より多様なニーズへの対応が求められます。

② 地域の支えあい活動の推進

平成18年度から地域包括支援センターが実施され、高齢者に対して介護が必要となる前の段階から要介護の状態まで、それぞれの状態に応じた必要なサービスが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアが期待されています。また、子育ての分野においても、近隣関係の希薄化により育児の孤立化や育児不安の増大、さらに児童虐待の増加など子育て支援の必要性が高まっています。

こうした期待に応えるため、地域住民に様々なレベルでの支えあいの必要性を理解していただくとともに、可能な範囲でより多くの住民が参加できる多様な活動を受け入れるしくみが必要となります。例えば、子育て中の親子を支援するためボランティアによる子育てサロンの支援や子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

今まで地域福祉推進協議会（以下「推進協」と略します。）が、小学校区単位での住民によるふれあい給食やふれあいネットワーク活動などの地域の支えあい活動に取り組んできました。今後期待される地域の役割の中で、推進協の活動や役割について検討し、推進協活動の一層の活性化に取り組めます。

本計画では、住民が困った時に気軽に援助を求められる豊かな人間関係のある地域をつくるため、推進協をはじめとする多様な住民が参加する支えあい活動を推進します。

③ 多様な生活支援プログラムの開発

生活支援プログラムは、地域住民やNPOなどが主体となって、制度で対応できない地域の生活課題に対応し、その人らしい生き方・生活を尊重し、地域の人間関係が豊かになるサービスを提供する事業です。事業の有料・無料を問いませんが、短期的ではなく継続性のある事業になります。市社協において人材づくりから事業の立ち上げ、事業の継続まで一貫して支援する地域福祉リーディングモデル事業を通して、制度で対応できない外出支援や日常の困りごとの対応など生活支援のプログラムを開発します。

区社協においてもこのリーディングモデル事業の活用を始め、新たな生活支援プログラムの開発に取り組み、計画期間中に名古屋市における住民への働きかけから、人づくり、事業化するまでの一貫した仕掛けのモデルを構築することを目指します。

(2) 職員（コミュニティワーカー）による地域福祉のコーディネート機能の強化

① 個々の職員の力量アップの必要性

各区社協においては、区社協活動計画を策定する過程において、個々の職員が住民とともに策定作業に関わり、住民と協働する力を高める貴重な機会となりました。活動計画実施の段階においては、策定段階で関係した住民の協力を得るとともに、新たな担い手を掘り起こして、事業実施につなげることが必要となります。この区社協で初めて策定した活動計画の成否が、今後社協が進める地域福祉に対する住民参加の高まりへの試金石となります。

区社協活動計画の目標となる事業自体が16区一律のものではなく、それぞれの区において事業の必要性を明確にし、住民に理解してもらう効果的な広報と啓発を行い、住民の具体的な活動に結びつけるまでの力量が各職員に求められます。そのためには、しっかりと地域の核となる住民の人たちと人間関係を作り、事業の背景となる具体的な課題を明確に把握するとともに、関係する専門機関や施設などとの連携を図り住民が率先して活動したくなる説得力のある働きかけをする必要があります。

② 職員の個別ケースに対応する力量の向上

職員の力量を高めるためには常に地域と関わり、個々の具体的なニーズに対する住民による様々な支援の実践経験を積む必要があります。平成17年度に区社協を対象に調査した「福祉等専門職からの制度外ニーズへの対応状況調査」によると、平成16年度の一年間に区社協内部の介護保険事業所、他事業所、福祉事務所や保健所などから制度で対応できない要望の相談を受けた件数は、1区平均17.8件と少なく、必要な相談を受けているとはいえない状況があります。職員のもとに個々のケースについての課題が集まり、ニーズを受け止め、地域の社会資源を活用して対応するなどの経験を積み個別援助の技術を高めることが、地域住民に具体的な問題提起ができ、福祉活動に巻き込んでいく力につながっていきます。

③ 職員育成の体系化の構築

単に技術的な研修と現場での業務経験だけでは、個々の職員の意識と能力に依存することとなり、すべての職員が求められるコミュニティワーカーとしての能力を身につけることは、難しくなります。

本計画では、職員が地域と太いパイプを作るように支援するとともに、育成

するために必要な能力を整理し、段階的・体系的に能力を身につけるための職場外・職場内の研修システムを体系化します。市・区社協が一体となり、研修は地域の活動者を講師に迎えるなど現場での実践に結びつくものを中心に行い、現場では業務の中で必要な能力が獲得できたかを評価し、研修と業務が常に関連づけられ職員が自分の現在のレベルを意識して業務に取り組むことができるようにします。職員の育成と合わせて、それを支える組織の力も高めます。

(3) 地域福祉の新たな担い手づくり

① 団塊世代や勤労者、学生等への働きかけ

職員の力量が高まり、住民との関係が深まって、関係機関などとの連携が進めば、より多くの課題が顕在化します。こうした課題に対応する担い手をどう確保するかが、最大の課題となります。また、コミュニティワーカーと連携して地域の支えあい活動の推進役を担う住民を得ることも必要になります。こうした新たな担い手として期待されるのが、今後、数年間にわたり大量の退職者として地域に戻ってくる団塊の世代です。

少子高齢化の時代の中で、援助を必要とする人たちが急速に増加すると予測され、こうした人たちを日常的に支えるための若年層が不足することは容易に想像できます。元気な高齢者に積極的に地域に関わっていただき、ともに地域を支える一翼を担っていただくことが、是非必要になります。また、社協が運営する高年大学や職員を派遣しているシルバー人材センターなどの関係機関と協力して、社協と関係の深い高齢者のみなさんに地域福祉活動への参加を働きかけ、また、今まで地域と関わりの少なかった勤労者や学生なども対象として多様な担い手づくりに取り組みます。

② 担い手の多様な参加のしくみづくり

今回の計画では、単一の活動メニューではなく、本人が自由に選択することのできる様々な活動を用意するとともに、自らが新たな活動・事業を起こすことのできる支援に取り組みます。また、地域の福祉課題そのものに気づいてもらうための地域ぐるみの福祉教育にも取り組みます。

(4) 福祉組織とのネットワーク化と協働の推進

① 地域福祉活動の推進とネットワークの必要性

住民の福祉活動を活性化するためには、それを支える専門機関や関係団体、施設と効果的に連携し、総合的に支援できる体制を作る必要があります。住民

の福祉活動がフォーマルなサービスの代替となったり、1人の対象者に関係者がばらばらで支援が行われるようでは、参加する住民の意欲が低下し、十分な活動を得ることはできません。参加する住民が、いつでも相談ができ、関係者にしっかりと支えられているという安心感がより積極的な住民活動を生むこととなります。

② 区レベルのネットワークづくりの支援

区社協が区内にある社会福祉施設や保健・医療・福祉関係者、団体、行政機関、NPOなど様々な社会資源と結びつくことができるように、市社協が支援する必要があります。市社協が運営する児童館や福祉会館などは、今まで十分に地域福祉活動に活かしきれていない状況があり、こうした施設の活用や市社協の社会福祉施設部会を通じての社会福祉施設への働きかけ、市社協と交流のある広域のNPOと区社協を結びつけるなど区社協レベルでのネットワークづくりに貢献します。

また、地域包括支援センターを通じての保健・医療・福祉のネットワークづくりや介護保険の事業者連絡会などを活用して、区社協による区内の連携も進めます。こうしたネットワーク化を進めることで、関係機関に社協や地域福祉についての理解を深めてもらい、住民とともに地域福祉活動に参加していただくことにより地域福祉を広げる可能性を模索します。

(5) 区社協の支援を中心とした市社協の機能強化

① 区社協の戦略に合わせた支援

本計画において様々な地域福祉を推進する手法を提案していますが、区社協の取り組みは地域の状況に応じて活用には差が生じます。市社協は、各区社協の個別の戦略を把握したうえで適切な支援を行い、その取り組みを評価することが求められます。そのための新たな方策を検討し、調査研究機能などの充実を図ります。

② 区社協が地域福祉に集中できる支援

区社協の職員体制が厳しい状況にある中で地域福祉の成果を上げるためには、区社協でなければできないことに集中できるように、その他の周辺をしっかりとサポートすることが重要になります。市社協の運営する施設の活用を始め、地域福祉推進に活用できる情報提供、業務の効率化のための支援、財源確保など区社協職員が機動的に動ける環境づくりを行います。

3 計画の体系

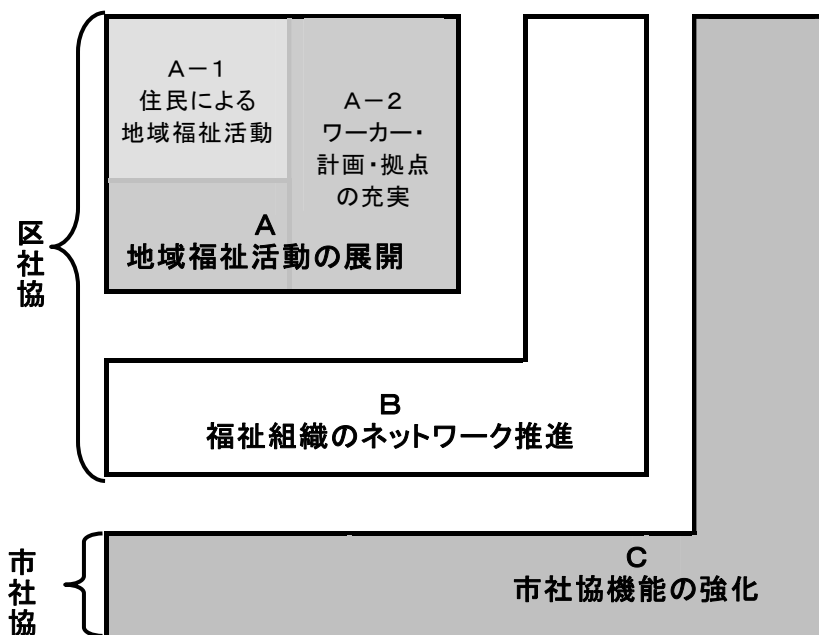
1) 地域福祉推進の3つの戦略

本計画では、これからの地域福祉推進の戦略を、「A 住民とともに進める地域福祉活動の展開」と、Aを支える「B 専門的な福祉組織等とのネットワークづくりの推進」、区社協が中心となって行うA・Bの活動を市社協が支える「C 市社協機能の強化」の3つに整理しました。

図1は、本計画の体系図であり、戦略図です。つまり、地域福祉推進の戦略の相互の関係を示しています。図1は、Aの四角形の領域をBとCの逆L字型が取り囲む図となっており、これは、①「A 地域福祉活動の展開」がこれから5年間の計画の「中核」となること、②「B 福祉組織のネットワーク推進」と「C 市社協機能の強化」の充実がAを支える構図であることの2つを表しています。

(43頁 計画の体系図参考)

図1 地域福祉推進の3つの戦略



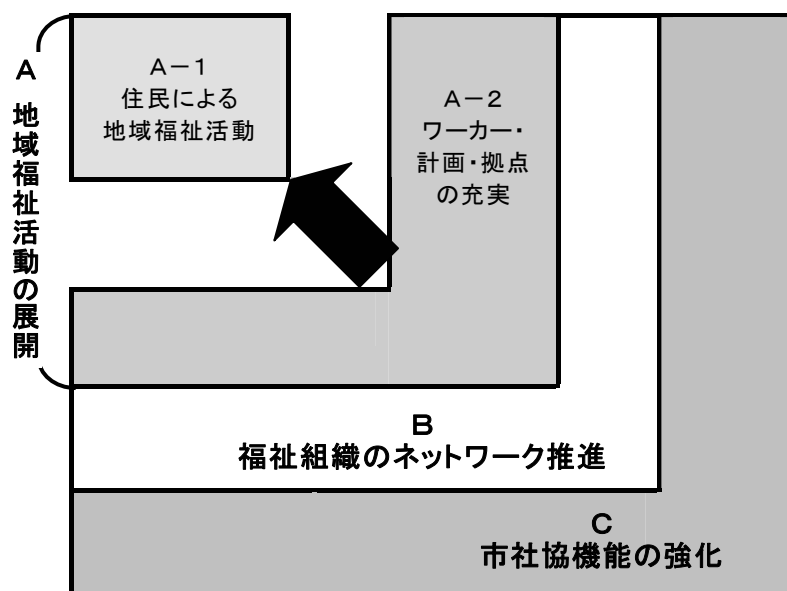
以上のことを再整理すると、本計画における「地域福祉推進の3つの戦略」は次の通りです。

- ①住民による地域福祉活動の推進が本計画の中核
- ②福祉組織のネットワークによる地域福祉のひろがり
- ③評価に基づく地域福祉の推進に向けた市社協機能の強化

(1) 住民による地域福祉活動の推進が本計画の中核

「A 地域福祉活動の展開」は、「A-1 住民による地域福祉活動」と「A-2 ワーカー・計画・拠点の充実」の2つに分かれますが、「A-1 住民による地域福祉活動」が本計画の最も中核となる部分です。

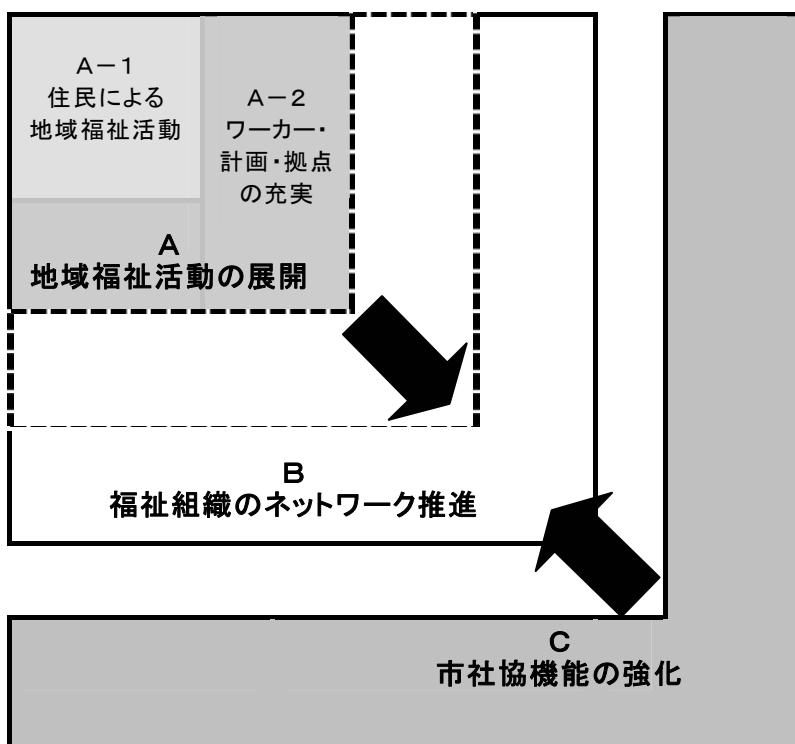
「A-2 ワーカー・計画・拠点の充実」及び「B 福祉組織のネットワーク推進」、「C 市社協機能の強化」が、「A-1 住民による地域福祉活動」がより活発に、かつスムーズに進む基盤・支えとなります。



(2) 福祉組織のネットワークによる地域福祉のひろがり

本計画の中核である「A-1 住民による地域福祉活動」がさらに活発化するためには、「A-2」に位置づけられる区社協のコミュニティワーカーによる支援だけでは不十分であり、関係する多様な機関が地域福祉に関心をもち、地域福祉活動と連携をもつようになることが求められます。

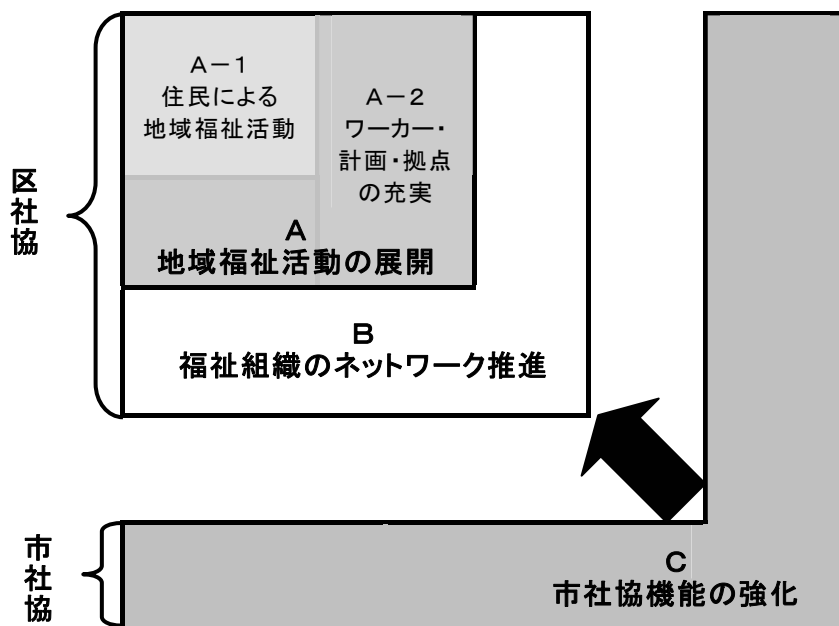
また、関係機関がそれぞれ地域福祉を考えるようになることによって、地域福祉の範囲が広がっていくことも、これからの展開として重要です。しかし、「福祉組織のネットワークによる地域福祉のひろがり」を目指すというこの戦略については、これまでの経験の蓄積が乏しいため、今後、市社協が中心となってモデル事業を行うなどの取り組みが必要です。



(3) 評価に基づく地域福祉の推進に向けての市社協機能の強化

区社協が中心となって行う「A 地域福祉活動の展開」と「B 福祉組織のネットワーク推進」を支援するためには、「C 市社協機能の強化」が不可欠です。

特に区社協単位で行われている取り組みを評価・検証することで、求められる支援を明らかにし、職員研修などに確実に反映させていくことが重要です。

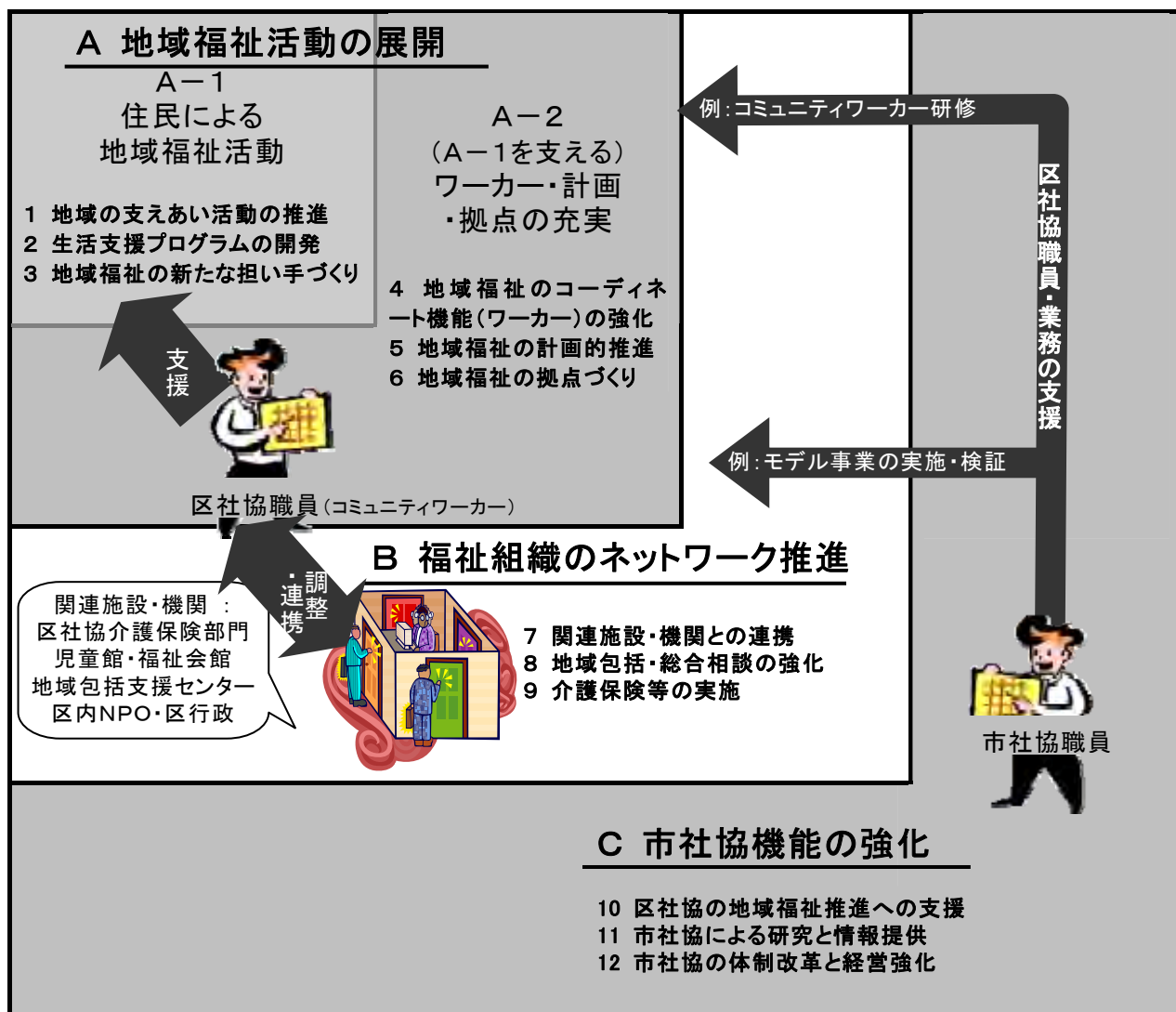


2) 計画の12の柱

本計画のA・B・Cの3つの戦略には、Aには6つ、B・Cにはそれぞれ3つの柱を設定しており、計12の柱により、これからの地域福祉推進のための方法・方策を明確化しています。

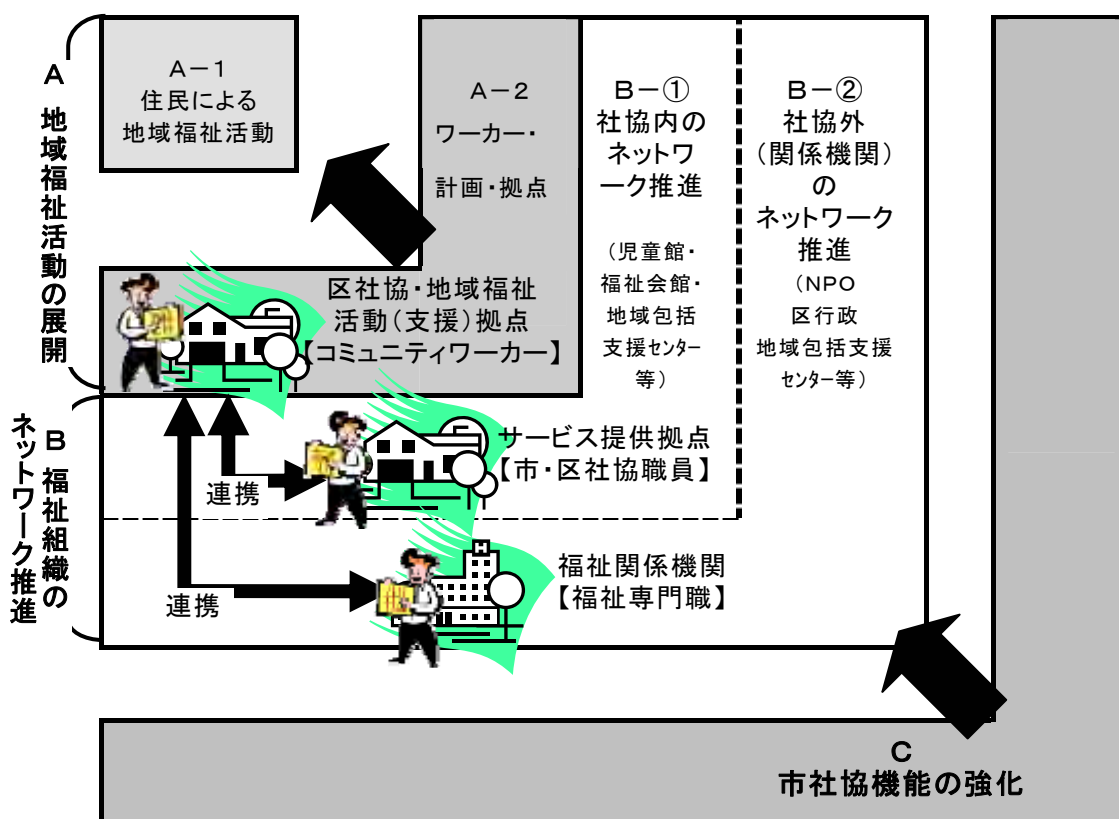
これを図に示したものが、図2です。なお本計画においては、「区社協のコミュニティワーカー」の強化を重点としておいたため、この図も区社協・市社協の職員（ワーカー）の働き方・業務に注目したモデル図となっています。

図2 計画の12の柱（ワーカーの業務に注目したモデル図）



また以下の図3は、「B 福祉組織のネットワーク推進」の部分についてさらに詳しく見たものです。「B 福祉組織のネットワーク推進」の「福祉組織」には、社協関係機関とその他の機関の2種類の福祉組織が含まれており、区社協のコミュニティワーカーはそれぞれにアプローチする必要があります。

図3 コミュニティワーカーに求められる社協内・外の福祉組織とのネットワークづくり



次に、A・B・Cの3つの戦略ごとに、12の柱の位置づけとその必要性を説明します。

(1) 「A 地域福祉活動の展開」

① 「A 地域福祉活動の展開」の概要

本計画においては、「A 地域福祉活動の展開」が中心の目標に位置しています。Aの中には6つの柱が設定されており、前半の1～3の柱が、地域の支えあい活動や生活支援のプログラムづくりとその担い手づくりに関するものであり、住民による地域福祉活動を展開する核となる部分です。

後半の4～6の柱は、その住民活動を支える区社協の基盤として、人（職員であるコミュニティワーカーなど）と計画（住民とともに策定される地域福祉活動計画）と拠点（在宅サービスセンターの活用）を強化することにより、前半の1～3を支えることを目指すものです。

② 第1～3の柱（A-1） 住民による地域福祉活動

「A-1 住民による地域福祉活動」は、本計画の中心となる部分であり、「1 地域の支えあい活動の推進」と「2 生活支援プログラムの開発」が対になっています。

<第1の柱> 地域の支えあい活動の推進

小学校区単位で組織されてきた推進協は、名古屋市における地域福祉推進の中核的な組織として、地域で活動している関係諸団体（区政協力委員会、民生委員児童委員協議会、保健委員会、女性会、老人クラブ、子ども会、ボランティア団体など）が参加して様々な地域の支えあい活動に取り組んでいます。

今後は、地域支えあいマップづくりなどの新たな手法の試行や地域の実情にあわせた推進協の活性化のための支援を行うとともに、推進協のよりよいあり方について、地域住民の皆さんとともに、議論を深めていく必要があります。また、地域の状況に合わせた多様なサロンづくり、災害時要援護者支援のための仕組みづくりなども今日的課題となっており、調査・研究に基づく仕組みづくりを行っていく必要があります。

＜第2の柱＞ 生活支援プログラムの開発

生活支援プログラムの開発については、多様化する地域住民の福祉ニーズを解決していく仕組みが必要であるという認識に基づいて、前計画においてはじめて位置づけられたものですが、具体的な取り組みについては不十分であったといえます。その一方で平成17年度より地域福祉リーディングモデル事業に取り組み、「福祉のまちづくりリーダー養成講座」の修了生など、生活支援プログラムの担い手づくりが進みつつあります。

今後は、地域福祉リーディングモデル事業を区社協との連携のもとで行うことにより、区レベル・学区レベルでの問題解決機能の向上を図っていくことが求められます。

＜第3の柱＞ 地域福祉の新たな担い手づくり

「第1の柱」「第2の柱」を進めていくうえでは、「3 地域福祉の新たな担い手づくり」が欠かせません。今後は、団塊の世代や学生など、これまで区社協からのアプローチが弱かった年齢層にも働きかけていくことが求められます。また、地域での支えあい活動・ボランティア活動の参加者から、NPOなどを運営する人まで、福祉に関わる人材が多様化してきていることから、福祉教育のあり方について再構築していく必要があります。

③第4～6の柱（A-2） ワーカー・計画・拠点の充実

A-2（ワーカー・計画・拠点の充実）は、A-1（地域福祉プログラムの開発・実施）を支えるものです。この中には、「4 地域福祉のコーディネート機能の強化」と「5 地域福祉の計画的推進」、「6 地域福祉の拠点づくり」の3つが含まれ、それぞれ、ワーカー・計画・拠点と表現されます。

＜第4の柱＞ 地域福祉のコーディネート機能の強化

地域福祉のコーディネート機能の強化については、区社協職員（コミュニティワーカー）と、住民による地域福祉サポーターの2者の充実を図ります。コミュニティワーカーについては、学区担当制の導入により、地域福祉推進協議会の活動の充実を支援すること、地域福祉サポーターについては、コミュニティワーカーとともにサロンづくりなどの地域の支えあい活動の企画・運営・支援を行うことを想定しています。

なお、ワーカーについては、地域福祉推進協議会の支援などのA-1の領域とともに、Bの領域（関係機関との連携）にも強く関係していることに留意することが必要です。

<第5の柱> 地域福祉の計画的推進

地域福祉活動計画は、平成16年度に全区において住民参加のもと策定されました。この計画を着実に実行していくことが、地域の支えあい活動の広がりにつながります。しかし、計画策定後の状況の変化により、計画の推進に影響がでてきています。

そこで中間年にあたる平成18年に、進捗状況の評価と、計画の中間見直しを行い、残りの計画期間の達成目標を明確にしていきます。その上で、これまで区によって様々であった計画の進行管理について、全区において次期計画の策定まで継続して行われるように、市社協が支援を行っていく必要があります。

また、次期計画を策定する際には、多様な機関との連携など、前回の計画で不十分であった点を補強していくことが必要になります。

<第6の柱> 地域福祉の拠点づくり

住民による地域福祉活動をより活発に、かつ円滑に進めるためには、区内の住民がさまざまな福祉情報を入手することができ、打ち合わせなどの際にも気軽に使用することのできる拠点が欠かせません。そのため、在宅サービスセンターの開設日時の拡大などを検討・実施していきます。

(2) 「B 福祉組織のネットワーク推進」

① 「B 福祉組織のネットワーク推進」の概要

コミュニティワーカーが住民との協働による地域福祉活動を展開するためには、地域の様々な関係者との関係づくりが重要であり、ここでは、3つの柱が設定されています。

第7の柱「関連施設・機関との連携」は、今まで区社協においては、組織的に連携をしてこなかった施設や様々なNPOなどにつながることや、区行政との連携を強化することを目指すものです。

第8の柱「地域包括・総合相談の強化」は、地域包括支援センターをはじめとして、個別のケースについて、関係機関も参加する総合的な支援の構築を目指すものです。その中で、地域において求められる地域福祉活動のニーズを明らかにしていくことも含まれます。

第9の柱「介護保険事業等の実施」は、社協の行う介護保険事業や介護予防事業との連携・協働を目指すものであり、これらの連携・協働がAの住民の地域福祉活動を支えることになり、また社協自ら行う事業を質の高いものにしていくこととなります。

②第7の柱 関連施設・機関との連携（NPO等との連携と地域の支えあい活動）

名古屋市内には、NPOなどの団体が多様な生活支援サービスを提供しています。また、社協の組織の中にも、児童館や福祉会館、とだがわこどもランドなど、多様なサービスを提供する施設が存在しています。

一方、学区を中心にして進められてきたさまざまな活動は、地域住民のニーズを発見し、一人ひとりの必要に応じた生活支援体制を構築することに貢献してきましたが、発見されたすべてのニーズを、住民による支えあい活動のみで対応するのには限界があります。

そのため、多様な関係機関と学区を単位として展開する支えあい活動とが連携を図ることが不可欠であり、それにより、充実した生活支援体制が可能となります。しかし、学区単位で実施する活動とNPOなどとの活動とは、活動のエリアが異なるため、これまで連携を図ることが困難な面がありました。

今後は、個々の活動レベルでのネットワークづくりを区社協が主導的に取り組むとともに、組織の代表者同士の連携体制づくりなどの組織単位のネットワークづくりを市社協が中心となっていくなど、重層的なネットワークづくりに取り組むことが必要です。

また、区社協においてはこれまで、行政や施設などそれぞれの専門性を活かした役割分担により地域福祉を推進するという視点が弱かったのですが、名古屋市の地域福祉計画において区社協が地域福祉の推進上、重要な位置に位置づけられたことも踏まえ、今後は、区行政との連携をさらに強化しながら、取り組みを進めることが不可欠です。

③第8の柱 地域包括・総合相談の強化（地域包括支援センターと地域福祉活動の連携）

平成18年度から16区17カ所の地域包括支援センターの運営を名古屋市からの委託事業として実施しています。地域包括支援センターは、介護が必要となる以前の予防から要介護の状態に至るまでの継続的な支援を意図しています。とりわけ、地域包括支援センターには予防の機能が期待されていますが、それには潜在的ニーズの発掘、予防のプログラムづくりをどのように進め、効果をあげていくかが課題となります。

その期待に応えていくには地域包括支援センターに配置された職員が、地域に出向いて住民一人ひとりの生活状況を把握することが必要になりますが、地域包括支援センターの設置基準からすればおのずと限界があります。しかし、社協が受託する地域包括支援センターの場合は、他方で学区を単位としたさまざまな地域福祉活動が展開されており、その場を地域の状況把握や予防活動を推進する場として活用することが可能です。つまり、地域福祉活動と地域包括支援センターの業務を有機的に結びつけることにより、社協の特性を活かした地域包括支援センターとして運営することができます。また、支援が必要な住民に対しても、地域福祉活動の一環として進める生活支援プログラムの開発と地域包括支援センターとの業務を連動させることにより、真に包括的な支援体制を構築することができます。

一方、すべての住民に対する包括支援という観点からすれば、同一区内で社協以外の団体によって運営されている地域包括支援センターとの連携も強化する必要があります。公共的な機関であり、区内全体の地域福祉を推進する区社協として、同一区内の地域包括支援センターのネットワークづくりに努め、それぞれの学区の地域福祉活動の担い手とのつなぎ役を果たしていくことも重要な課題です。

④第9の柱 介護保険事業等の実施（介護保険事業と生活支援）

介護保険の開始以降、介護保険サービスのマネジメントが行われるようになりましたが、要介護の高齢者の生活支援は、介護保険サービスのみでは対応しきれない様々なニーズがあることが指摘されています。しかし、ケアマネジャーが制度外のサービス利用のみならず近隣の支えあいまでもマネジメントすることは困難な実情があります。

しかし、社協が運営する事業所の場合は、社協が推進する地域福祉活動と結びつけることが可能であり、それが他の事業者にはない強みとなります。今後は、コミュニティワーカーと介護保険事業担当者との連携を強化し、要介護者と地域福祉活動の担い手との結びつきを深めていくことが重要です。

(3) 「C 市社協機能の強化」

① 「C 市社協機能の強化」の概要

「C 市社協機能の強化」には、前述のA・Bのようなコミュニティワーカーの活動を全市的に支援するために、3つの柱が設定されています。地域福祉のプログラムを実際に推進し（Aの領域）、他機関との連携を図っていく（Bの領域）のは、区社協およびコミュニティワーカーですが、地域福祉を推進していくためには、こうした区社協の活動を市社協が戦略的にどう支援していくのか、その役割はいかなるもので、そのために市社協としてどのような機能強化と組織体制の改革が求められるのか（Cの領域）を明らかにする必要があります。

第10の柱「区社協の地域福祉推進への支援」では、区社協の支援として、中心となるコミュニティワーカーを体系的に育成する手法を確立するとともに、様々な生活支援プログラムの立ち上げの支援を行います。

第11の柱「市社協による研究と情報提供」では、区社協が地域や福祉組織に働きかける際の材料となる調査や研究を行い、地域福祉活動をより効果的にできるよう支援します。また、市社協が情報発信を行うことで、区社協とこれまでつながっていなかった新たな人材を発掘し、担い手づくりを支援します。

第12の柱「市社協の体制改革と経営強化」では、こうした支援が効果的に実施できるように、社協の事務局組織の再編や業務の効率化を行い、地域福祉活動への取り組みを高める基盤作りを行います。あわせて、介護保険事業の経営は当然のこと、各地域福祉関連事業も事業評価のシステムを検討することで、事業の経営力を高め、区社協の支援に効果的な事業実施を行います。

②第10の柱 区社協の地域福祉推進への支援

<「A 地域福祉活動の展開」への支援>

本計画では、地域福祉のプログラムを具体的に推進する「地域福祉のコーディネート機能」を強化するために、コミュニティワーカーによる学区担当制を導入します（実施項目10）。

市社協は、こうした区社協の取り組みを推進するために、コミュニティワーカーの育成を推進していくことが求められます。特にコミュニティワーカーを育成するための体系的な研修プログラムを早急に構築し、名古屋市社協職員として各

区社協職員に求められるワーカー像を提示することはきわめて重要です。

地域福祉実践は、各区の実情および地域福祉活動計画にあわせて異なることはいうまでもありませんが、名古屋市社協職員として求められる共通したコミュニティワーカー像を検討し、提示することは市社協の役割です。また、コミュニティワーカーが地域福祉実践を相互に検討し、評価するための事例検討の方法論を確立し、実施することで、コミュニティワーカーの育成・強化を図らなければなりません。

また、本計画では具体的な地域福祉の推進主体として推進協を位置づけることを再度確認しました。市社協は、地域福祉推進協議会の今後のあり方や方向性を明示し、コミュニティワーカーがどのように関わっていくのかという支援方法を明確にする必要があります。

＜「B 福祉組織のネットワーク推進」への支援＞

各区社協が社会福祉の「協議会」としてその役割を発揮していくために、市社協は区社協とさまざまな関係機関との連携を支援していくことが必要です。具体的には、社協が運営する地域包括支援センター事業の社協らしさを生かした運営のあり方、NPOなど新たな地域福祉の推進主体との協働のあり方などについてその指針を示す必要があります。

また、社協が名古屋市より受託して事業を実施している児童館、福祉会館などが、区社協と一体的に地域福祉の推進に取り組んでいけるよう、社協の特性を生かした事業運営・組織のあり方・地域福祉推進のあり方を提言していくことも重要です。

③第11の柱 市社協による研究と情報提供

以上のような区社協活動への支援を行っていくために、市社協は従来以上に調査・研究能力を向上させる必要があります。実践を評価し、それを蓄積し、新たな実践を提案し、全市的にその循環を広げていくためには、高いレベルの調査・研究能力が必要となります。NPOや大学などと連携し、研究事業を行っていくことも必要になります。

同時に、そこから明らかになった事柄については、積極的に政策提言を行うとともに、地域福祉実践を目に見える形で地域住民に示していくことも市社協の役

割として重要です。

④第12の柱 市社協の体制改革と経営強化

上記のような支援を行っていくためには、市社協組織そのもののあり方を大胆に見直す必要があります。特に、現状の組織体制でこうした事業を実施していくことができるのか、また具体的な業務分担などをどのように再編すべきか、早急に検討する必要があります。

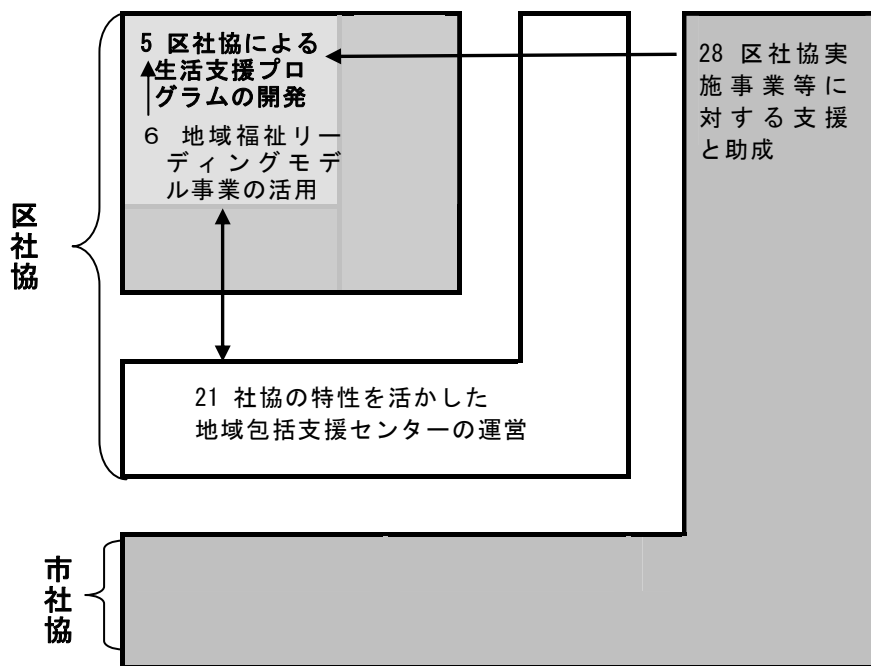
3) 33の実施項目間の関係

1 2の柱の下に設定した33の実施項目は単独で実施するものではなく、他の実施項目と関連があります。実施あたっては、実施項目の相互の関連を意識して取り組むことが重要であり、主な実施項目間の相互の関連性について説明します。

(44頁 計画の体系図(相互関連)参考)

(1) 生活支援プログラムの開発

「5 区社協による生活支援プログラムの開発」は、「21 社協の特性を活かした地域包括支援センターの運営」などから把握される地域の課題に対しての事業化を検討します。実施については、「6 地域福祉リーディングモデル事業の活用」などにより取り組み、「28 区社協実施事業等に対する支援と助成」の支援を受けながら実現します。



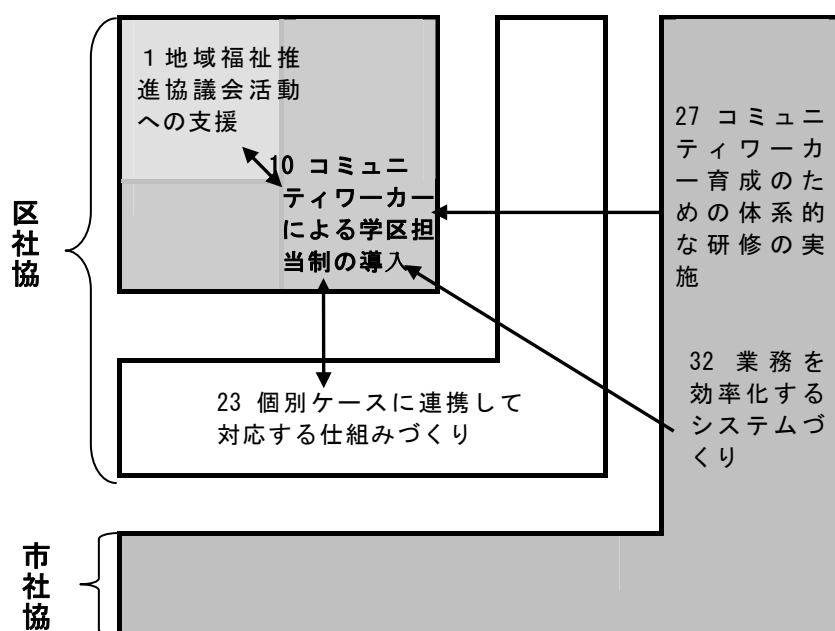
(年次計画)

平成18年度	地域包括支援センターのケースなど個別ニーズの対応状況の調査をもとに必要な生活支援を分析
平成19年度	生活支援プログラムの定義づけと開発の手法の検討と共有
平成20～ 22年度	地域福祉リーディングモデル事業などを活用しながら、市社協の支援を受けて区社協が生活支援プログラムの開発を進める。

(2) コミュニティワーカーの育成

職員育成には、区社協で「10 コミュニティワーカーによる学区担当制の導入」を行い地域との関わりを深め、「23 個別ケースに連携して対応する仕組みづくり」を行うことで、一人ひとりを支える活動の重要性を把握し、地域福祉活動の展開へつなげることができる職員として育成します。

こうした実践と並行して「27 コミュニティワーカー育成のための体系的な研修の実施」に取り組み、職場外研修と職場内研修を連動する形で、育成とこのコミュニティワーカーを支える組織力の強化を図ります。さらに「32 業務を効率化するシステムづくり」により、無駄な業務を省き地域福祉活動に専念できる環境の整備に努めます。



(年次計画)

平成18年度	区の状況に応じたコミュニティワーカーの学区担当制の導入方法の検討を行うとともに、職員の育成体系を整理する。併せて、業務の見直しに取り組み効率化を図る。
平成19年度～	学区担当制により推進協等の地域との関わりを増やし、個別のケースの課題対応に取り組む。体系的な職員研修を実施する。
平成19年度～	毎年、職員研修等の評価を行うことによる改善の実施と、業務の効率化の取り組みを継続する。
平成20年度	コミュニティワーカーの取り組みや職員研修の実績を踏まえて、コミュニティワーカーマニュアルの作成を行う。

(3) 災害に備える取り組み

「2 災害に備える近隣関係づくりとボランティアの仕組みづくり」には、「19 NPO等との連携・協働による地域福祉の推進」及び「20 行政との協働による地域福祉の推進」により、住民と行政、NPO、社協が協力して、災害に備える仕組みづくりに取り組みます。

(4) 地域福祉活動計画

「12・13 第1次活動計画の評価と見直し・進行管理」及び「14 第2次活動計画づくり」は、従来からの住民参加による計画に加えて、「19 NPO等の連携・協働による地域福祉の推進」「18 社会福祉施設等の効果的な連携による地域福祉の推進」などによる関係機関が参加する計画づくりを行います。市社協の「29 地域福祉推進のための調査研究の実施」の中で、活動計画をテーマとする研究に取り組み、区社協の進行管理や策定の支援に役立てます。

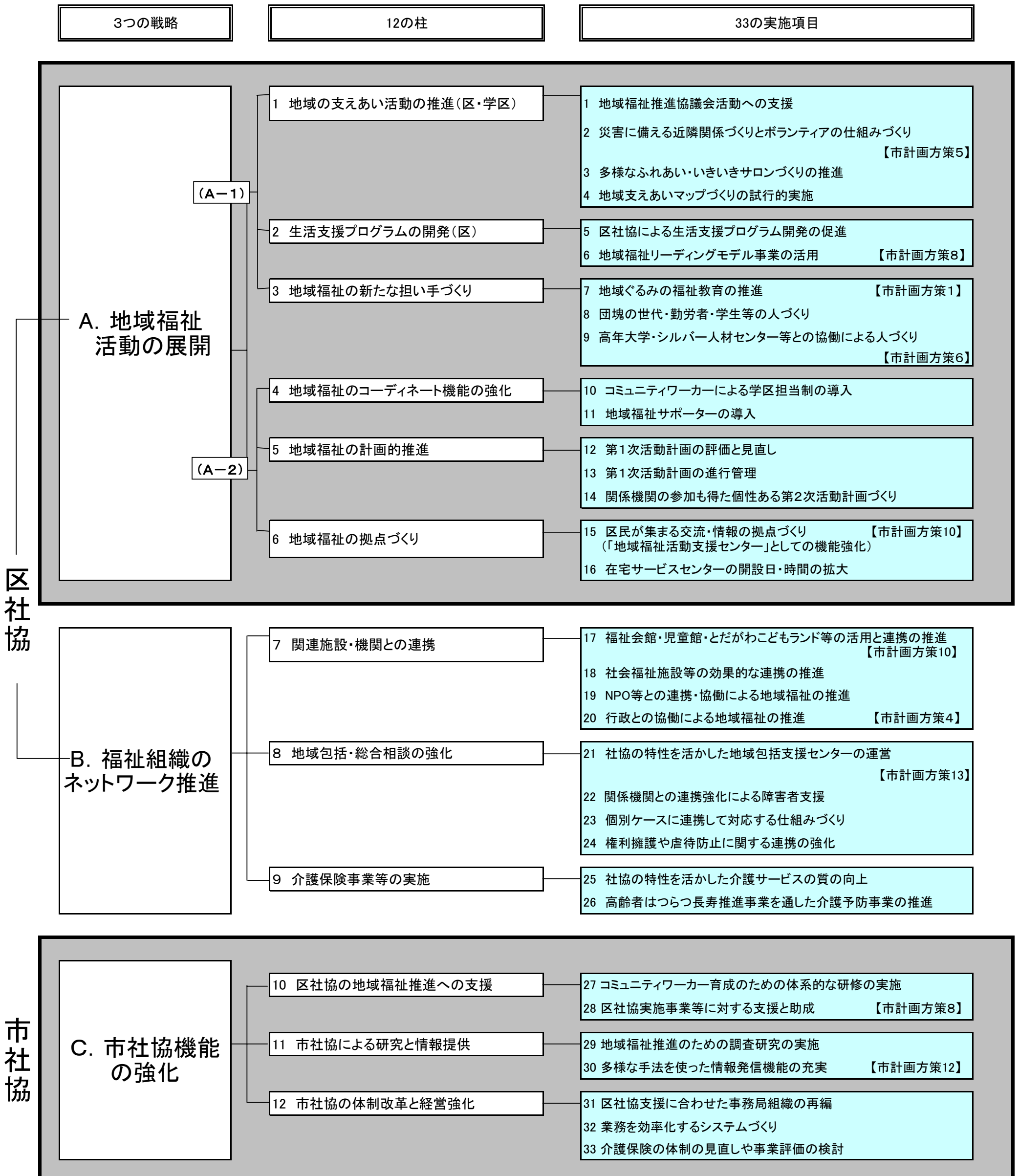
(5) 地域福祉の拠点

区社協の「15 区民が集まる交流・情報の拠点づくり」により、在宅サービスセンターの地域福祉活動支援センター機能の充実を図るとともに「17 福祉会館・児童館・とだがわこどもランド等の活用と連携の推進」で地域の関連施設を区社協と結ぶ拠点のネットワークづくりを市社協の支援を受けて行います。

(6) 介護保険事業等の実施

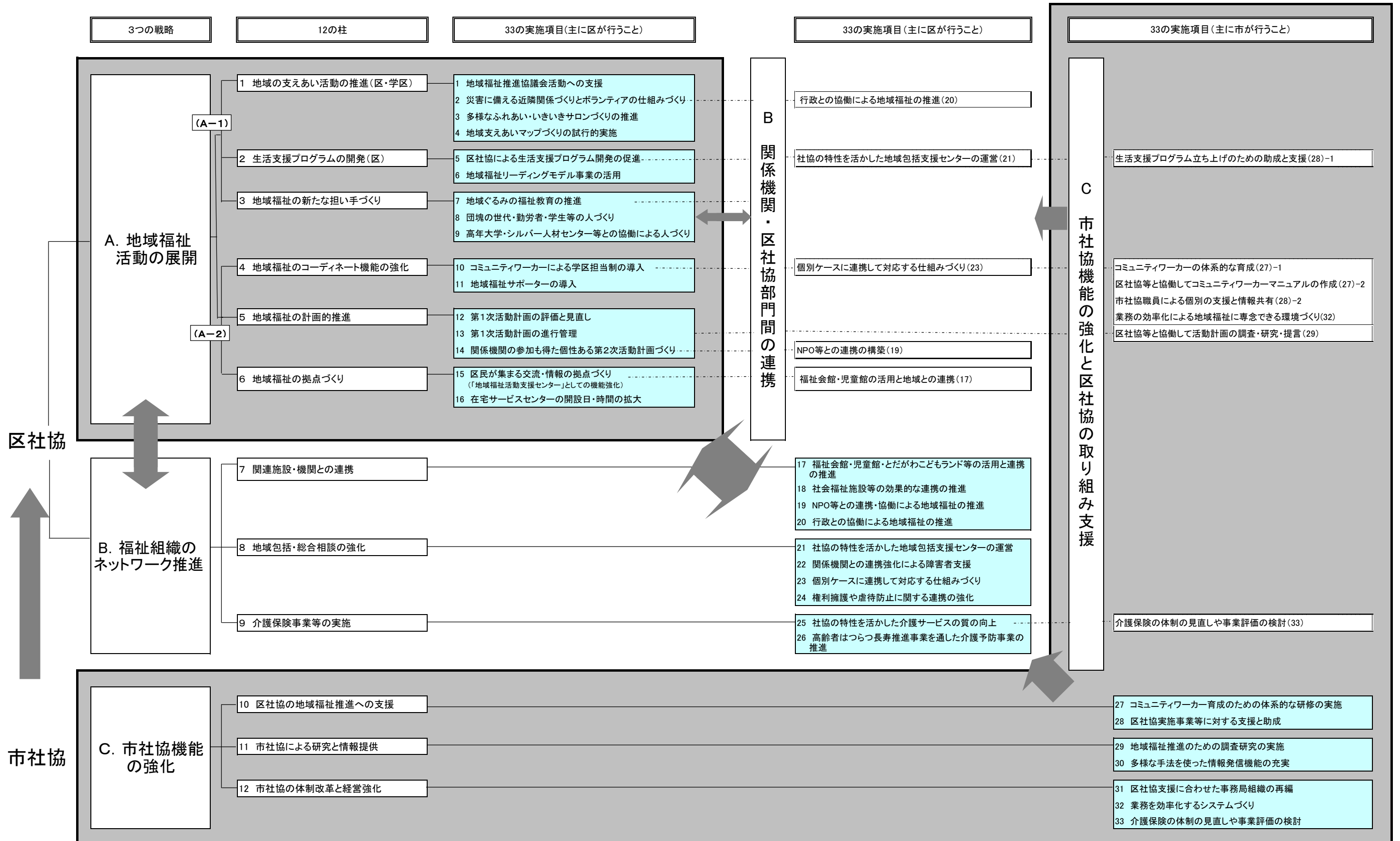
「25 社協の特性を活かした介護サービスの質の向上」により、社協が直接取り組むサービスの質を高めるために「33 介護保険の体制の見直しや事業評価の検討」において、サービスを支える体制を強化します。また、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者の地域での生活を支援するため「22 関係機関との連携強化による障害者支援」の取り組みを試行します。

計画の体系図



注:【市計画方策】の表示のある項目は、名古屋市地域福祉計画「なごやか地域福祉2005」の方策に関連する項目である。

計画の体系図(相互関連)



Ⅲ 実 施 計 画

(3 3 の実施項目)

No. 1 地域福祉推進協議会活動への支援

【達成目標】

地域福祉推進協議会活動に多様な住民層が参加し、またコミュニティワーカーによる類型別の効果的支援によって、推進協が主体的に活動できるよう支援します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	今後の地域福祉推進協議会活動についての検討 推進協の現状、課題の共有・分析を行い、今後の推進協の組織や方向性と活動等による類型化を検討する。	検討	参加
②	地域福祉推進協議会調査の実施 推進協の活動状況の調査を実施し、各学区の長所や特色を把握したうえで、区社協の第2次活動計画の検討材料として活用する。	実施	協力
③	類型別の支援による地域福祉推進協議会活動の活性化 類型別の支援方法を確立し、推進協のあらたな看板事業づくりなど活動の効果的な支援を行う。	支援	実施

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①		検討	→		
②		実施			
③				実施	→

【関連実施項目】

No. 10 コミュニティワーカーによる学区担当制の導入

推進協に提案する新たな看板となる事業や類型別の支援方法をコミュニティワーカーが活用します。

No. 5 区社協による生活支援プログラム開発の促進

推進協の生活支援プログラムについての理解を深め、多様な団体が取り組む生活支援プログラムの効果的な実施に取り組みます。

No.2 災害に備える近隣関係づくりとボランティアの仕組みづくり**【達成目標】**

地域組織・住民等による災害時要援護者の支援のための仕組みづくりを1区1地域以上で実施を目指します。

【実施事項】

No	実施項目	市社協	区社協
①	災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂 市・区災害ボランティアセンター設置・運営訓練及び災害時要援護者の避難支援を実施し、マニュアルの検証を行うとともに改訂に向けた検討を行い、災害時要援護者への支援策について課題を共有する。	実施・検討	参加
②	地域組織・住民と災害時要援護者の参加による防災ワークショップの実施（安否確認、情報伝達、避難誘導等） NPOやボランティアとの協働により、災害時要援護者を意識した平常時、発災時の支援のあり方やその仕組みを含めた地域での防災を考えることで参加者の防災意識を高める。	実施	協力
③	区災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施、地域住民による災害時要援護者支援の訓練の実施 各区がマニュアル改訂版に沿った災害ボランティアセンターの設置・運営と②での成果を踏まえて、地域住民・災害時要援護者の参加による災害時要援護者支援の訓練を実施する。	協力	実施
④	災害時要援護者の支援のための仕組みづくり ②③での取り組みを生かし、災害時要援護者の支援の仕組みについて、災害救援NPO・関係機関・行政等と連携し、1区1地域以上の実施を目指す。	協力	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	実施	検討	提示		
②		実施			
③			実施	→	→
④				実施	→

【関連実施項目】**No.19 NPO等との連携・協働による地域福祉の推進**

専門性を持つNPO等との連携により、地域において「防災」を自分たちの問題として捉え、近隣住民が支援しあう仕組みづくりを進めます。

No.20 行政との協働による地域福祉の推進

住民、ボランティア、行政等と社協が協力して災害に備えた仕組みづくりを進めます。

No.3 多様なふれあい・いきいきサロンづくりの推進

【達成目標】

地域の状況に合わせたふれあい・いきいきサロンづくりを推進するとともに、活動の検証を行い、名古屋市における多様なふれあい・いきいきサロンのあり方を明確にし、地域の支えあい活動を支援します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	サロン調査の実施 市内のサロンに対して調査を実施し、各種資源の活用方法や多様な実施方法等について明らかにする。	調査	協力
②	サロン活動事例集の作成 市内のサロン関連の先進事例をまとめ、各団体が参考にできる成果物を作成する。	作成	協力
③	名古屋市における多様なサロンのあり方を検討し提示 サロン調査や事例集作成を通して把握した事例をもとに、都市部におけるサロン活動の可能性を検討し、多様なサロンのあり方を提示する。	検討	参加

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①			調査		
②			作成		
③				検討	

【関連実施項目】

No. 26 高齢者はつらつ長寿推進事業を通じた介護予防事業の推進

高齢者はつらつ長寿推進事業における参加者の利用期間終了後の地域における受け皿の1つとしてサロンづくりを推進します。

No.4 地域支えあいマップづくりの試行的実施**【達成目標】**

区社協で取り組まれている先行事例の検証を行い、名古屋市における地域支えあいマップづくりの可能性を明確するための試行実施を行います。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	「地域支えあいマップづくり」の先行事例を研究 実際に取り組まれている先行事例を検証し、取り組み方法をまとめる。	検討	意見
②	一部の区（地域）において試行実施 まとめた取り組み方法を参考に、実施可能な区において次期活動計画に反映させた上で試行する。	支援	試行
③	試行実施の評価 試行実施を評価し、都市部におけるマップづくりの可能性を検討する。	評価	意見

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討				
②		試行	→	→	→
③			評価		

【関連実施項目】**No. 1 地域福祉推進協議会活動への支援**

推進協における地域支えあい活動の有効な手段の1つとなり得るか検討を行います。

No.5 区社協による生活支援プログラム開発の促進**【達成目標】**

区社協が多様な住民・団体と協働して、地域住民の生活を支える「生活支援プログラム」を開発します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	個別ニーズへの対応状況の調査 区社協・地域包括支援センター・介護保険事業所に対応した制度外ニーズをもとに、どのような生活支援が必要かを分析する。	調査	協力
②	生活支援プログラムの定義づけと開発の手法の検討 名古屋市型「生活支援プログラム」の定義を整理し、開発手法を検討するとともに区社協に情報提供を行い、生活支援プログラムに対する認識の共有を図る。	検討	協力
③	生活支援プログラム開発に向けての区社協支援 「地域福祉リーディングモデル事業」の活用を始めとし、区社協が生活支援プログラムを開発する支援を行う。	支援	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	調査				
②		検討			
③			支援	→	→

【関連実施項目】**No. 6 地域福祉リーディングモデル事業の活用**

具体的な生活支援プログラムを開発する手段として、区社協と連携しながら地域福祉リーディングモデル事業を実施します。

No. 21 社協の特性を活かした地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターで把握した福祉ニーズを生活支援プログラムにつなげるなど、社協の特性を活かした事業展開を図ります。

No.6 地域福祉リーディングモデル事業の活用

【達成目標】

市社協が実施する「福祉のまちづくりリーダー養成講座」や「地域福祉型福祉事業開発助成事業」において発掘された新たな人材や団体と、区社協が取り組む生活支援プログラムなどと連携・協働を促進します。

【実施事項】

No	実施項目	市社協	区社協
①	福祉のまちづくりリーダー養成講座 NPOと協働して実施する本講座により「生活支援プログラム」等の新たな事業を実施する人材を発掘する。また、講座修了生を区社協につなぐためのしくみとして交流会等も併せて実施する。	実施	活用
②	地域福祉型福祉事業開発助成事業 上記の講座修了生を中心に事業の立ち上げから3ヵ年の助成を行い、本市における地域福祉型福祉事業が増加し、かつ安定して成長できるような支援を行う。また、区社協における生活支援プログラムの開発や実施などのために活用する。	実施	活用
③	地域福祉型福祉事業担い手フォロー事業 地域福祉型福祉事業の開発助成を受けた団体を中心に、NPOと協働し、事業の安定的な実施のために継続的に市・区社協が協力して支援する。	実施	活用

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	実施・活用	→	→	→	
②	実施・活用	→	→	→	→
③	実施・活用	→	→	→	→

【関連実施項目】

No.5 区社協による生活支援プログラム開発の促進

地域福祉リーディングモデル事業において発掘した新たな人材や団体を区社協につなぎ、生活支援プログラムの開発・実施ために連携・協働を促進します。

No.7 地域ぐるみの福祉教育の推進**【達成目標】**

住民のための福祉教育実践方法を開発し成果物にまとめ、それに基づいた実践に取り組みます。

【実施事項】

No	実施項目	市社協	区社協
①	地域講師の発掘・養成・連携 ファシリテート技術をもった地域講師を養成し、連携を図る。	実施	発掘・連携
②	体験学習ワークショップの開発・実施 単なる擬似的体験に終わらないより効果的なワークショップを開発し、実施・評価を重ねる。	開発・評価	実施
③	地域ぐるみの福祉教育実践ヒント集の作成・実施 ワークショップを実践する場や方法、進め方のヒントを集めた冊子を作成し、実施・評価を行い、改訂版を作成する。	作成・評価	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	実施	→	→	評価	実施
②	開発	実施	評価	実施	→
③	作成	実施	→	評価	作成

【関連実施項目】**No. 5 区社協による生活支援プログラム開発の促進**

生活支援プログラム実施のための人づくりに福祉教育の視点が欠かせません。

No.8 団塊の世代・勤労者・学生等の人づくり

【達成目標】

団塊世代、勤労者、学生等を対象とした地域福祉活動の新たな担い手づくり事業をNPO等と実施します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	<p>団塊世代、勤労者、学生等を対象とした新たな担い手づくりのための検討</p> <p>新たな人づくりの仕組みづくりに向けて、当事者や各分野で活躍するNPO等とともに検討し、区社協の活動計画等で活用するためにモデル事業を提示する。</p>	検討	協力
②	<p>人づくりモデル事業の実施</p> <p>啓発事業（例：企業学校向けにボランティア情報の提供・啓発）、講座の開催（ボランティア入門講座、コミュニティビジネス講座等）、情報の活用（情報会員の仕組みづくり等）を区社協で実施する。</p>	支援	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①		検討			
②			実施	→	→

【関連実施項目】

No. 6 地域福祉リーディングモデル事業の活用

本事業での協働NPOとの検討・実施、本事業との連携を検討します。

No. 9 高年大学・シルバー人材センター等との協働による人づくり

団塊世代の人づくりを併せて検討します。

No.9 高年大学・シルバー人材センター等との協働による人づくり

【達成目標】

高年大学の学生・卒業生やシルバー人材センターの会員等も地域福祉活動の担い手としての活動を支援します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	高年大学と地域の連携 高年大学の講座内容を地域福祉活動の実践に役立つ内容に充実し、区社協と高年大学の学生、卒業生の関係づくりを行い、地域のニーズに応じた活動を拡大する。	検討・実施	実施
②	シルバー人材センターとの協働 就業支援センターが実施する講座との協働を図るとともに、シルバーの地域班活動と地域との協働などに努める。	検討・実施	実施
③	その他の団体による人材養成講座との連携 講座の実施団体と調整し、講座の中で受講生に対して地域福祉活動を勧奨する機会を設ける。	実施	協力

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討	実施	→	→	→
②	検討	実施	→	→	→
③		検討・実施	実施	→	→

【関連実施項目】

No.8 団塊の世代・勤労者・学生等の人づくり

団塊世代への働きかけの中で、高年大学やシルバーの活用も想定して検討します。

No.10 コミュニティワーカーによる学区担当制の導入

【達成目標】

区社協において、地域に出向き住民と関わる機会を増やすためにコミュニティワーカーの学区担当制を導入します。コミュニティワーカーが自らのコーディネート力を養い、地域福祉推進協議会活動を中心に地域福祉活動充実の支援に当たります。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	学区担当制における区社協職員の役割の明確化 学区担当の役割、地域担当次長やコミュニティワーカーのスーパーバイザーとしての位置づけを検討し明確にする。	検討	意見
②	全区におけるコミュニティワーカーの学区担当制導入	支援	実施
③	コミュニティワーカー学区担当制への評価 学区担当制の評価指標を作成し、学区担当制導入の評価を行う。	評価	意見

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討				
②		実施	→	→	→
③			評価		

【関連実施項目】

No. 1 地域福祉推進協議会活動への支援

コミュニティワーカーが学区担当制に基づき地域に密着した活動を行うことにより、学区地域福祉推進協議会を効果的に支援します。

No. 27 コミュニティワーカー育成のための体系的な研修の実施

- ・コミュニティワーカーを体系的に育成するプログラムを構築します。
- ・名古屋市社協独自の「コミュニティワーカーマニュアル」を作成します。

No. 23 個別ケースに連携して対応する仕組みづくり

個別ケースを対応することにより、地域福祉のコーディネート力を高めます。

No. 1 1 地域福祉サポーターの導入**【達成目標】**

コミュニティワーカーと連携して地域支えあい活動を推進する地域福祉サポーターの役割を明確にし、本格的な導入を行います。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	地域福祉サポーターの役割・業務内容を検討 役割や業務内容を検討し、わかりやすく提示できるようにする。	検討	意見
②	財源確保の検討 福祉基金、共同募金配分金等財源確保の方策について検討する。	検討 (福祉基金)	検討 (共募・賛助会費等)
③	地域福祉サポーターの本格的な導入 可能な区から本格的な導入を行う。	支援	実施

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①			検討		
②			検討		
③				実施	→

【関連実施項目】**No. 3 多様なふれあい・いきいきサロンづくりの推進**

コミュニティワーカーと連携して行う活動の1つとしてふれあい・いきいきサロンの推進があり、地域の状況に合わせた多様なサロンづくりが推進されます。

No. 10 コミュニティワーカーによる学区担当制の導入

学区を担当するコミュニティワーカーと連携して活動することにより、区社協のコーディネート機能を強化します。

No.12 第1次活動計画の評価と見直し

【達成目標】

市社協は、区社協第1次活動計画の中間年（平成18年度）に見直しのための統一した評価指標を作成します。区社協では、この指標を用いて第1次活動計画の評価と見直しを実施するとともに、残りの計画期間の達成目標を明確にして取り組みます。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	中間段階での評価指標による自主点検・計画の見直しを実施 共通の評価指標に基づき、進捗状況の評価と計画の見直しを実施する。	支援	評価・見直し
②	住民への中間報告と計画見直しについて住民への周知 計画の見直しを契機として、計画に携わった住民をはじめ広く住民にPRし周知を図る。	支援	実施
③	第1次活動計画終了後の全体の評価指標による自主点検 第1次活動計画で目指した「住民参加」や「個性ある事業推進」についての成果を評価し第2次活動計画策定に反映する。	支援	評価

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	評価・見直し	実施	→		
②	実施				
③			評価	→	

【関連実施項目】

No.13 第1次活動計画の進行管理

実態に即し見直した活動計画について、市社協・区社協が残りの計画期間の進行管理を強化し成果をあげます。

No.14 関係機関の参加も得た個性ある第2次活動計画づくり

中間段階の自主点検結果を参考に、関係機関の参加を得た基本的な第2次活動計画策定指針を作成します。

No.13 第1次活動計画の進行管理**【達成目標】**

第1次活動計画の中間年に見直した計画を確実に実行するために、支援する職員体制の見直しを図るとともに、地域福祉サポーターや大学生等の協力者との協働の検討等、区社協の計画推進体制・進行管理を支援します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	中間段階における進行管理の現状把握と手法の調査 各区の状況を把握し、有効な事例や手法を情報提供する。	調査	協力
②	市社協としての進行管理の支援策の検討 支援する職員体制の見直し、地域福祉サポーターやインターンシップ制の導入など支援策を検討し、導入可能な区社協で実施する。	検討・支援	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	調査				
②	検討	実施	→		

【関連実施項目】**No.12 第1次活動計画の評価と見直し**

進行管理の評価については、第1次計画の評価の中で実施します。

No. 1 4 関係機関の参加も得た個性ある第2次活動計画づくり**【達成目標】**

市社協において、第2次活動計画策定の指針を作成します。区社協は、計画策定に当たり住民及び行政や専門機関など多様な関係者の参加を得て、広く区全体で担う計画づくりを行います。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	計画策定について共通する基本的事項の検討 第1次活動計画中間年の自主点検評価をもとに、関係機関の参加を得た第2次活動計画策定の基本的な方向性を示す。	検討	参加
②	策定指針に基づく第2次活動計画の策定 区社協の策定作業に対し必要な支援を積極的に行う。	支援	実施
③	住民が主体的に策定作業に取り組める仕組みづくり 策定作業に携わる住民の計画に対する意識の醸成や具体的な策定手法を学ぶための研修を実施する。	実施	協力
④	第2次活動計画策定の評価・進行管理の支援 策定段階の評価及び実施段階の進行管理を支援する。	評価・支援	実施

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①	検討				
②		実施	→		
③		実施			
④				評価・支援	実施

【関連実施項目】**No. 5 区社協による生活支援プログラム開発の促進**

個別ニーズやその対応方法を調査・分析し有効な生活支援プログラムを開発し、第2次活動計画の取り組みとして提案します。

No. 1 9 行政との協働による地域福祉の推進

第2次活動計画は、区行政との連携・協働も意識した計画づくりを行います。

No. 2 9 地域福祉推進のための調査研究の実施

第2次活動計画に「地域の支えあい活動」や「生活支援プログラム」、「住民への調査手法」などの調査研究結果を提示します。

No.15 区民が集まる交流・情報の拠点づくり

（「地域福祉活動支援センター」としての機能強化）

【達成目標】

在宅サービスセンターの情報提供機能や交流の拠点としての活用策を検討し、区民が集まる活発な在宅サービスセンターにします。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	社会資源一覧（データベース）の更新と管理方法の検討 区内の様々な人材や団体等、公共から民間までの最新情報について、社会資源一覧の活用を含め情報収集・管理方法を検討する。	検討	実施
②	区社協のネットワークを活かした地域の情報収集・発信 地域の人に関心を持つきめ細かな地域の情報を収集・発信する。	検討	実施
③	日常的に区民が来所する魅力ある仕掛けの検討と実施 団体の活動拠点としての利用など新たな活動支援の拠点となるセンターにする。	検討	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討	実施	→	→	→
②	検討	実施	→	→	→
③	検討	実施	→	→	→

【関連実施項目】**No.16 在宅サービスセンターの開設日・時間の拡大**

開設日等を拡大したときに提供する機能を併せて検討する必要があります。

No.17 福祉会館・児童館・とだがわこどもランド等の活用と連携の推進

地域の拠点として関係施設を活用し、センターと情報のネットワークをつくれます。

No.16 在宅サービスセンターの開設日・時間の拡大**【達成目標】**

在宅サービスセンターの実績・状況の分析評価を行い、土曜日に開設し、平日夜間帯の時間拡大、祝日・日曜日の開設を目指します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	在宅サービスセンター拡大のための検討 在宅サービスセンターの実績評価を行い、拡大に向けての課題の共有、整理、検討を進めるとともに、特に延長時間帯の業務内容の検討を実施する。	検討	検討
②	在宅サービスセンター開設日・時間の拡大 順次土曜日の開設を行い、可能な区から平日夜間帯の時間拡大、祝日・日曜日の開設を目指す。	支援	実施
③	在宅サービスセンター開設拡大状況の分析と調整 在宅サービスセンターの実績、状況の分析、評価を行い、円滑な実施のための方策について関係機関とも調整する。	評価	評価

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討				
②	実施	→	→	→	→
③		評価	→	→	→

【関連実施項目】**No.15 区民が集まる交流・情報の拠点づくり（「地域福祉活動支援センター」としての機能強化）**

開設日・時間の拡大とともに、地域の住民活動等の情報を収集・情報提供し、交流スペースとしての拠点づくりが進むことで、多様な住民の活動への呼び水、活動の支援が可能となります。

No.17 福祉会館・児童館・とだがわこどもランド等の活用と連携の推進

【達成目標】

各館のサービス向上を図りながら、施設の人的・組織的な専門性及び地域の拠点施設として地域福祉活動に有効に活用し、区社協等との連携のアクセスポイントとしての役割を担います。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	福祉会館の講座等の充実 【福祉会館】 地域福祉活動の視点を入れた講座を充実し、利用者の自主活動等をボランティア活動へつなげる。	実施	協力
②	わくわく通所事業(地域支援事業)の利用者支援体制の充実 館の利用者や区社協と連携し対象者毎の誘い出しの方策を検討・実施し、魅力あるプログラムを開発・充実する。 【福祉会館】	実施	協力
③	子育て家庭の交流の場への参加促進 【児童館】 子育て支援機能の充実・強化のため、乳幼児向け企画を充実させ、子育てサークル等へは場所を提供し、子育て親子の自主活動を支援する。	実施	協力
④	子育て支援ネットワークづくりへの参加 【児童館】 専門機関との連携による、子育て支援ネットワークづくりへ参加する。	実施	実施
⑤	子どもが健やかに育つための環境づくり【とだがわこどもランド】 中高生と乳幼児のふれあい交流事業を実施する。	実施	協力

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討・実施	実施	→	→	→
②	検討・実施	実施	→	→	→
③	実施	→	→	→	→
④	実施	→	→	→	→
⑤	実施	→	→	→	→

【関連実施項目】

No. 1 地域福祉推進協議会活動への支援

「閉じこもり」の虚弱高齢者等について、地域の見守り活動との連携が必要です。

No. 9 高年大学・シルバー人材センター等との協働による人づくり

福祉会館の利用者の大半は、生きがいや健康づくりを目的とした“元気高齢者”であるため、地域住民の一員として「支え・助けあう」活動の新たな担い手への働きかけが必要となります。

No. 15 区社協が集まる交流・情報の拠点づくり

在宅サービスセンターを中心として、地域の拠点のネットワークをつくります。

No.18 社会福祉施設等の効果的な連携の推進

【達成目標】

生活支援プログラムの開発・検討段階に社会福祉施設等の専門性を活かす仕組みを取り入れ、実施段階では担い手へのサポートや支援に協力する体制の構築を目指します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	社会福祉施設部会委員会等で地域福祉への貢献策について 生活支援プログラムの検討・企画段階に専門性を有する施設職員に参加を求め人的協働による生活支援プログラム化を目指す。	検討	協力
②	検討結果をもとに区社協と施設の協働に取り組む	支援	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討	→	提案		
②				実施	→

【関連実施項目】

No.5 区社協による生活支援プログラム開発の促進

No.19 NPO等との連携・協働による地域福祉の推進

【達成目標】

区社協における地域支えあい活動・生活支援プログラムにつながるNPO等との連携・協働を推進します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	全国ボランティアフェスティバルの検討の場を活用して、協働関係を確立 全国ボラフェスを活用し、新たなNPO等との連携・協働を促進する。	連携	協力
②	NPO等との連携・協働の場づくり NPO等との連携・協働関係を区社協につなぐための場をつくる。(交流会などの開催)	実施	実施
③	NPO等と協働し、地域支えあい活動・生活支援プログラムに向けた協働事業の実施 区社協は、②で交流を広げたNPO等と協働事業を実施する。	支援	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	連携	→			
②		実施			
③			実施	→	→

【関連実施項目】

No. 2 災害に備える近隣関係づくりとボランティアの仕組みづくり

No. 8 団塊の世代・勤労者・学生等の人づくり

事業・活動を意識した連携・協働を推進します。

No. 14 関係機関の参加も得た個性ある第2次活動計画づくり

協働関係・ノウハウの蓄積と事業実施に向けたプログラムの検討を行います。

No.20 行政との協働による地域福祉の推進**【達成目標】**

区役所の進める地域のコミュニティづくり等と協力して、効果的に地域に関わる役割を分担し、地域福祉を推進します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	区役所と区社協の連携と協働の推進 区民福祉部民生子ども課を地域福祉の窓口として、区社協の情報を共有し、効果的な連携と関係部署との協働に取り組む。	支援	連携
②	市社協と市関係局との連携の強化 健康福祉局、子ども青少年局、市民経済局、教育委員会等と連携を強化し、区社協を支援する。	連携	連携

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	連携	→	→	→	→
②	連携	→	→	→	→

【関連実施項目】**No. 2 災害に備える近隣関係づくりとボランティアの仕組みづくり**

区災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を区役所と協働して取り組みます。

No. 14 関係機関の参加も得た個性ある第2次活動計画づくり

第2次活動計画においては、行政との協働する部分を意識した計画づくりを行います。

No. 2 1 社協の特性を活かした地域包括支援センターの運営

【達成目標】

地域福祉活動や関係機関等と連携し、社協らしい介護予防や総合相談支援を実施します。

【実施事項】

No.	実施事項	市社協	区社協
①	センター事業実施体制の整備及び関係職員の資質向上 センターの3つの基本機能を実践できるよう環境整備するとともに、職員の資質の向上を図る。	整備	実施
②	センター運営研究会による地域福祉との連携の研究と実施 センターの実践事例、地域特性や各区における地域福祉活動等を分析し、有効的な連携方法を検討実施するとともに継続的に検証する。	検討	実施
③	全市のセンターの運営調整と各区センターでの連携の推進 全市29センターの円滑な運営のための調整を行い、他法人が運営するセンターのある区においても効果的な連携に取り組む。	実施	連携

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①	整備	→			
②		検討	実施	→	→
③	実施	→	→	→	→

【関連実施項目】

No. 5 区社協による生活支援プログラムの開発

地域包括支援センターが把握した福祉ニーズを、生活支援プログラムの開発につなげます。

No. 1 0 コミュニティワーカーによる学区担当制の導入

コミュニティワーカーの、個別ニーズを総合的に捉え、他のサービス等に結びつける視点を育てます。

No. 2 3 個別ケースに連携して対応する仕組みづくり

介護保険事業で把握した個別ニーズについて、介護保険事業担当職員との事例検討などの実践を通じ、連携の仕組みづくりをします。

No. 2 4 権利擁護や虐待防止に関する連携の強化

市社協が実施する権利擁護事業や虐待相談支援事業と連携し、総合相談機能を強化します。

No. 2 2 関係機関との連携強化による障害者支援

【達成目標】

障害者地域生活支援センターとの連携を強化して、社協の地域福祉の機能を活用して障害者の地域での生活を支援します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	障害者地域生活支援センターとの連携の試行 実施可能な区社協において、障害者地域生活支援センターとの連携を試行する。	支援	試行
②	連携の試行の評価と今後の方向性の検討 試行の結果を評価し、実施区の拡大に努める。	評価	実施

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①		試行			
②			評価	実施	→

【関連実施項目】

No. 2 5 社協の特性を活かした介護サービスの質の向上

障害者への相談とサービスの連携を効果的に行うことで、障害者のサービスを向上します。

No. 2 3 個別ケースに連携して対応する仕組みづくり**【達成目標】**

個別ニーズに対し組織的に対応する仕組み、個別支援の能力を強化します。また、蓄積した個別ニーズや個別支援の手法を分析して生活支援プログラムの開発や第2次活動計画策定に活用します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	組織的な個別ニーズ対応の仕組みづくり 個別ニーズを職員で共有し、各担当の専門性を活かしたニーズ解決ができる仕組みをつくる。特にニーズの効果的な記録・蓄積などに取り組む。	検討	実施
②	必要に応じた「個別ケース検討会」の充実 複数の担当が連携して解決すべきニーズについて、ケース検討会による検討を充実し、区社協の機能を総合的に活用する。特に、認知症高齢者のケースに取り組む。	支援	実施

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①		検討・実施	実施	→	→
②		実施	→	→	→

【関連実施項目】**No. 5 区社協による生活支援プログラム開発の促進**

蓄積した個別ニーズやその対応方法を調査・分析し生活支援プログラム開発へ提案します。

No. 2 1 社協の特性を活かした地域包括支援センターの運営

処遇困難ケースや権利擁護が必要なケースの把握・支援方法について検討します。

No. 2 5 社協の特性を活かした介護サービスの質の向上

介護保険等のケースについて地域福祉との連携によるサービスの質の向上を目指します。

No. 1 0 コミュニティワーカーによる学区担当制の導入

コミュニティワーカーが個別ケースに対応することにより関係機関との協力関係を高め、地域福祉活動に活かします。

No. 2 4 権利擁護や虐待防止に関する連携の強化

【達成目標】

権利擁護が必要な高齢者等に対して、サービス利用を援助・促進するとともに、利用者等の「生活のしづらさの解消」や「豊かな社会関係づくり」などの地域生活の質を高めるために、地域包括支援センターと障害者・高齢者権利擁護センターや高齢者虐待相談センター、区社協の地域福祉部門の連携体制を構築します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	連携における役割分担の明確化 地域包括支援センターから障害者・高齢者権利擁護センターや高齢者虐待相談センターへの「つなぎ」や、多様なケースに応じた「生活支援」の役割分担を明確にし、実施する。	検討	実施
②	生活支援プログラム開発のための生活課題の把握 具体的な事例を集めて分析し、生活支援プログラムの開発に取り組むべき生活課題を把握する。	実施	協力
③	連携についての評価・見直し 連携方法について事例をとおして評価し、より適切な生活支援を提供できるよう見直しをする。	評価	協力

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①		検討	実施	→	→
②				実施	
③				評価	

【関連実施項目】

No. 5 区社協による生活支援プログラム開発の促進

事例検討・分析の中から生活支援プログラムの開発に取り組むべき生活課題を洗い出し提案します。

No. 2 1 社協の特性を活かした地域包括支援センターの運営

地域包括支援センター運営研究会の各種ネットワークを活用した生活支援の検討事項の1項目とします。

No. 2 5 社協の特性を活かした介護サービスの質の向上**【達成目標】**

介護保険をはじめとする介護サービスの質の向上を図るとともに、必要なケースについて、介護保険部門と地域福祉部門が連携し、介護保険等の公的なサービスと地域福祉活動によるインフォーマルなサービスを合わせた総合的な支援を行います。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	介護保険改革3カ年プランによるサービスの質の向上 3カ年プラン行動計画を作成し、サービスの質の向上に取り組む。特に認知症ケースを中心に両部門の連携を図る。	策定・実施	実施
②	介護保険改革3カ年プランを評価し、引き続き課題に取り組む 3カ年プラン行動計画の終了年度に評価を行い、次期介護保険制度改正にも対応する次期プランを策定し、実施する。	策定・実施	実施

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	策定・実施	実施	→		
②			評価・策定	実施	→

【関連実施項目】**No. 2 3 個別ケースに連携して対応する仕組みづくり**

介護保険等の個別ケースについて、区社協の在宅福祉担当職員と地域福祉担当職員が個別の課題を共有するため、事例検討等を行う「場」を設定し個別ケースに対応するシステムづくりを市・区社協で取り組みます。

No. 3 3 介護保険の体制の見直しや事業評価の検討

専門職を中心とした運営体制による質の向上を図ります。

No.26 高齢者はつらつ長寿推進事業を通じた介護予防事業の推進**【達成目標】**

名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業を様々な地域福祉活動と連携して、効果的に実施します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	はつらつ長寿推進事業実施に向けた検討 平成18年10月の事業開始に向けて介護予防に効果的で魅力的な事業内容を検討する。	検討	参加
②	事業の円滑な実施 地域の社会資源を活用して1区8か所（中川・緑区は16か所）において事業を円滑に実施する。	支援	実施
③	各種地域福祉活動との連携方法を検討・実施 事業の評価や検証を行いつつ、対象者の発見方法や地域における受け皿づくりや支えあい活動等の地域福祉活動との連携を検討・実施する。	検討	参加

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討				
②	実施	→	→	→	→
③	検討・実施	実施	→	→	→

【関連実施項目】**No.3 多様なふれあい・いきいきサロンづくりの推進**

高齢者はつらつ長寿推進事業参加者の終了後の地域における受け皿の1つとしてふれあい・いきいきサロンを位置づけ、事業の推進とともにサロンづくりを推進します。

No.27 コミュニティワーカー育成のための体系的な研修の実施

【達成目標】

社協職員をコミュニティワーカーとして、常に地域と関わりを持ち地域住民、関係団体等が地域福祉活動に参加する援助や仕掛けづくり、ネットワークづくりができる職員に育成します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	職員育成検討会による職員育成体系の検討、研修の実施 職員育成体系と具体的な育成・研修プログラムを検討し、地域の活動者を講師に迎えるなど、より実践的な研修やOJTに取り組む。	検討・実施	実施
②	「コミュニティワーカーマニュアル」の作成 検討会の結果及び研修実施状況を踏まえ本市の実情に即したコミュニティワーカーのあり方、育成の指針とする「コミュニティワーカーマニュアル」を作成する。	作成	協力
③	研修の実施状況及び職員育成状況の評価、改善 研修の実施状況及びコミュニティワーカーマニュアルに基づく職員育成状況の評価し、必要に応じて①の体系の修正を行う。	評価	協力

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討・実施	実施	→	→	→
②			作成		
③		評価	→	→	→

【関連実施項目】

No.10 コミュニティワーカーによる学区担当制の導入

職員の専門性を高め、学区の福祉課題の把握、提案、助言を行い住民とともに福祉課題に取り組むなど推進協等の充実に向けて支援する職員を目指します。

No.28 区社協実施事業等に対する支援と助成**【達成目標】**

区社協の独自の取り組みを支援する体制をつくり、財源的な支援とともに区社協の事業に対して積極的な情報提供など効果的な支援を行います。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	区社協支援のための財源の検討・実施 福祉基金や運営基金の活用策、区社協の賛助会費等自主財源の確保など財源づくりの検討を行う。	検討・実施	検討
②	区社協への積極的な情報提供などの支援 幅広い情報収集を行い区社協の状況に合わせた積極的な情報提供ができる体制に強化する。	実施	活用

【年次計画】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①	検討	実施	→	→	→
②	実施	→	→	→	→

【関連実施項目】**No. 31 区社協支援に合わせた事務局組織の再編**

現在よりも個別の区社協に対して支援のできる体制づくりを意識した事務局再編を行います。

No. 5 区社協による生活支援プログラム開発の支援

生活支援プログラム開発のための財源の検討や個別の支援を行います。

No. 2 9 地域福祉推進のための調査研究の実施

【達成目標】

調査研究機能を充実することにより、名古屋市特有の地域福祉課題に取り組み、区社協事業への活用や行政への提言につなげる。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	大学やNPO等との協働による地域福祉に関する調査研究の実施 年間のテーマを設定し、大学やNPO、企業等と協働して区社協の支援につながるとともに地域で活動する人達にも役立つ調査研究を実施する。	実施	参加
②	調査研究結果の公表、区社協での活用、行政への提言 調査研究結果の成果物を作成するなど、結果の公表を行い、区社協における活動計画等に活用するとともに、結果の分析に基づく事業の創出、提案、行政への提言を行う。	実施	活用

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①		実施	→	→	→
②		実施	→	→	→

【関連実施項目】

No. 1 4 関係機関の参加も得た個性ある第 2 次活動計画づくり

区社協活動計画における、地域支えあい活動や生活支援プログラムなど事業を提案します。

No. 2 7 コミュニティワーカー育成のための体系的な研修の実施

調査研究の成果を活用したコミュニティワーカー養成を行います。

No. 3 0 多様な手法を使った情報発信機能の充実

調査・研究結果に基づいた情報発信を実施します。

No. 3 0 多様な手法を使った情報発信機能の充実

【達成目標】

多様な媒体を活用した広報戦略を検討し、社協に対する住民の理解を深め、社協の推進する地域福祉活動への参加の動機づけとなる情報発信を行います。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	効果的な広報戦略の検討 広報紙による効果的な情報提供をはじめマスコミとの連携、IT活用、拠点活用などにより人材発掘の視点も含め、市・区社協における広報戦略を検討する。	検討	協力
②	住民の地域福祉活動へ参加につながる情報発信の実施 多様な媒体を活用して、一方的な情報提供だけでなく情報の双方向性を意識し、住民の地域福祉活動への参加につながる情報発信を行う。	実施	実施

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①		検討			
②			実施	→	→

【関連実施項目】

No. 2 9 地域福祉推進のための調査研究の実施

調査・研究の結果報告と提言など情報発信を意識し、新たな人材発掘に結びつけます。

No. 3 1 区社協支援に合わせた事務局組織の再編

【達成目標】

区社協が区の実情に合わせて取り組む多様な地域福祉活動について、必要な支援が効果的に実施できるよう市社協の体制を確立します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	事務局組織の見直し検討 区社協の意見を踏まえて、区社協の支援という視点に焦点を合わせた検討を行う。	検討	意見
②	事務局組織の再編及びその評価 事務局組織の再編を実施し、その効果を評価の上、必要な修正に取り組む。	実施・評価	意見

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①	検討				
②		実施	評価	実施	→

【関連実施項目】

No. 2 8 区社協実施事業等に対する支援と助成

区社協の実施する事業等の支援を意識した事務局の再編を行います。

No. 3 3 介護保険の体制の見直しや事業評価の検討

介護保険改革 3 ヶ年プランを含めた社協経営も踏まえた事務局の再編を行います。

No. 3 2 業務を効率化するシステムづくり

【達成目標】

情報の共有化や業務の外部委託化などにより内部事務の業務量を極力削減し、コミュニティワーカーとして地域福祉の直接的事業に専念できるように環境を整備します。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	市・区社協の事務・事業のデータベース化 インターネットを活用して事務・事業に活用できるデータを共有し、必要に応じて自由に利用できるシステムを作る。	検討・実施	実施
②	業務の効率化のための外部委託等の検討・実施 効率的に業務を実施する区を分析し他の区へ情報提供するとともに、経理などの内部事務の外部委託について財源確保を含めて検討し、可能な区で試行の上、区社協に拡大し業務の効率化を図る。	検討・実施	実施

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①	検討	実施	→	→	→
②	検討	試行	実施	→	→

【関連実施項目】

No. 1 0 コミュニティワーカーによる学区担当制の導入

業務を効率化することにより、コミュニティワーカーが地域福祉に専念できる環境をつくれます。

No. 3 3 介護保険の体制の見直しや事業評価の検討**【達成目標】**

介護保険をはじめとした介護サービスを安定的に提供するために、専門職（嘱託員）を中心とした運営体制に移行し経営体制を強化します。また、地域福祉関係事業についても評価システムを導入し、より効果的な事業運営に取り組みます。

【実施事項】

No	実施事項	市社協	区社協
①	介護保険改革3ヵ年プランの実施による経営力の向上 専門職（嘱託員）を中心とした運営体制への転換と業務改善に取り組み、プラン期間の終了後は、次期プランを策定実施する。	実施・策定	協力
②	地域福祉関係事業の内部評価システムの検討と実施 地域福祉関係事業の評価指標を作成し、事業終了後に評価を行い次年度以降の事業に反映する。	検討・実施	意見

【年次計画】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①	実施	→	実施・策定	実施	→
②			検討	実施	→

【関連実施項目】**No. 2 5 社協の特性を活かした介護サービスの質の向上**

社協のサービスの質の向上を意識した体制の見直しを行います。

No. 3 1 区社協支援に合わせた事務局組織の再編

市社協経営を意識した事務局組織の再編を行います。

33の実施項目の関連実施項目一覧表

		A 地域福祉活動の展開(A-1)									(A-2)						B 福祉組織のネットワーク推進						C 市社協機能の強化						合計								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		28	29	30	31	32	33		
A 地域福祉活動の展開	(A-1)	1 推進協	■			○					○							○																		3	
		2 災害ホラ		■																	○	○														2	
		3 サロン			■								○																								2
		4 マップづくり				■																															0
		5 支援プログラム	○				■	○	○							○				○			○		○	○							○			9	
		6 リーディング事業					○	■		○																											2
		7 福祉教育								■																											0
		8 団塊人づくり									■	○									○																2
		9 大学・シルバー									○	■																									2
	(A-2)	10 学区担当	○									■	○										○		○					○						6	
		11 サポーター											■																								0
		12 1次評価												■	○																						1
		13 1次管理												○	■																						1
		14 2次策定												○		■																					4
		15 センター機能															■	○	○																		2
		16 センター拡大																○	■																		1
B 福祉組織のネットワーク推進	17 児童館等															○		■																		1	
	18 施設連携																		■																	0	
	19 NPO連携		○													○					■															2	
	20 行政連携		○																			■														1	
	21 地域包括					○																	■		○	○									3		
	22 障害連携																							■												0	
	23 個別ケース										○												○		■		○								3		
	24 権利・虐待																						○			■		○							2		
	25 介護保険																					○		○				■						○	3		
	26 はつらつ長寿			○																																1	
C 市社協の機能強化	27 ワーカー育成							○		○																				■		○			3		
	28 区社協支援																													■		○			1		
	29 調査研究														○															■	○				2		
	30 情報発信																													○	■				1		
	31 組織再編																												○			■		○	2		
	32 業務効率化																																■		0		
	33 体制見直し																										○					○		■	2		

※ 表の番号は、33の実施項目の番号。横の実施項目について、関連実施項目として整理した項目に「○」を付けた。

(付 属 資 料)

次期名古屋市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1 名古屋市における名古屋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地域福祉活動及び16区社会福祉協議会による地域福祉活動の支援に向けて、総合的な計画を策定するために市社協に次期名古屋市地域福祉推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 策定委員会は、委員16名以内で構成する。

2 策定委員は、市社協会長が委嘱又は任命し、その任期は、次期名古屋市地域福祉推進計画（以下「計画」という。）の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第3 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は策定委員の互選により選出し、副委員長は、策定委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役割)

第4 策定委員会は、計画の策定に関する事項について、市社協会長の諮問に応え、意見を具申する。

(会議)

第5 会議は、委員長が召集し、議長となる。

2 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 策定委員会の庶務は、市社協総務部において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、策定委員会の委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月27日から施行する。

次期名古屋市地域福祉推進計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
平 野 隆 之	日本福祉大学社会福祉学部教授	
小 松 理佐子	日本福祉大学社会福祉学部助教授	
永 田 祐	愛知淑徳大学医療福祉学部講師	
大 口 順 一	市民生委員児童委員連盟理事長	
浦 野 三 男	西区社会福祉協議会会長	
水 野 幸 一	市区政協力委員議長協議会議長	平成18年4月まで
佐 藤 佐	市区政協力委員議長協議会議長	平成18年5月より
増 井 勇 夫	市老人福祉施設協議会会長	
相野田 克 司	市障害者団体連絡会会長	
太 田 豊 治	市老人クラブ連合会会長	
加 藤 寿 彦	市医師会会長	平成18年4月まで
細 川 孝	市医師会会長	平成18年5月より
加 藤 玲 子	市地域女性団体連絡協議会会長	
松 田 曾 明	ボラネットなかまんなか代表	
野 村 文 枝	なかまの家理事	
松 井 孝 作	市健康福祉局高齢福祉部長	平成18年3月まで
早 瀬 比 文	市健康福祉局高齢福祉部長	平成18年4月より
山 下 長 久	市社会福祉協議会常務理事	
平 野 順 夫	市社会福祉協議会理事（地域福祉等担当）	

（敬称略）

次期名古屋市地域福祉推進計画作業チーム委員名簿

	所属	補職名	氏名
学識経験者	日本福祉大学	教授	平野 隆之
	日本福祉大学	助教授	小松 理佐子
	愛知淑徳大学	専任講師	永田 祐
区社協	東区社協	事務局長	相澤 尚
	瑞穂区社協	事務局長	中村 弘佳
	西区社協	事務局長	尾関 智
	守山区社協	次長	石黒 司
	千種区社協	次長	大熊 宗麿
	地域福祉部(～h18.3) 瑞穂区社協(h18.4～)	次長	平坂 義則
	中区社協	主事	吉川 琢夫
	施設福祉部(～h18.3) 守山区社協(h18.4～)	主事	光森 礼二郎
市社協	総務部(～h18.3)	部長	海野 稔博
	総務部(h18.4～)	部長	熊澤 章
	地域福祉部(～h18.3)	部長	古川 博善
	地域福祉部(h18.4～)	部長	古川 徹
	地域福祉部	次長	小野 浩伸
	地域福祉部	主事	矢部 晋二
	天白区社協(～h18.3) 地域福祉部(h18.4～)	主事	大庭 美紀
	ボランティアセンター	副所長	鈴木 伸
	ボランティアセンター	主事	野川 すみれ
	ボランティアセンター	主事	高橋 健輔
	在宅福祉部	次長	小林 勝巳
	在宅福祉部	主事	藤村 美香
	施設福祉部	次長	三浦 憲治
	総務部(事務局)	企画調整主査	猪子 恭治
	総務部(事務局)	主任	大原 英孝
市	高齢福祉課	主事	梶田 巖

チームメンバー 25名(内訳:学識経験者3名、区社協8人、市社協13人、市1人)

委員会審議経過

1 策定委員会

回	期日	審議内容
1	17.11.8	・委員長・副委員長の選任 ・計画課題の検討と準備作業チームの検討状況の報告
2	18.3.20	・計画素案骨子(案)の決定
3	18.5.23	・計画の最終(案)の決定

2 準備作業チーム全体会

回	期日	審議内容
1	17.9.22	・区社協ヒアリングの報告について ・計画の方向性について
2	17.10.12	・各チームの進捗状況報告について
3	17.11.2	・各チームの進捗状況報告について ・第1回策定委員会への提出資料の検討

3 作業チーム全体会

回	期日	審議内容
1	17.11.16	・第1回策定委員会報告 ・地域福祉部門と介護保険部門と連携方法の検討
2	18.2.7	・センター機能チーム、プログラム開発チーム検討状況について
3	18.2.24	・活動計画評価チーム検討状況について ・計画の方向性、体系図について
4	18.3.9	・計画の体系図について ・残された課題についての検討 ・第2回策定委員会への提出資料の検討
	18.3.13	・作業チーム全体会勉強会 計画の体系図について 区社協の機能図について 計画の基本的な事項について
5	18.4.20	・第2回策定委員会報告 ・計画の構成、実施計画の内容について
	18.5.18	・作業チーム全体会勉強会 計画の構成、体系図、実施計画の内容の整理

4 チーム別作業

(1) センター機能チーム(平野チーム)

回	期日	審議内容
1	17.9.29	・区社協機能のイメージの検討
2	17.10.21	・区社協機能のイメージの共有
3	17.10.28	・区社協機能のイメージの整理
	17.11下旬	・福祉専門職等からの制度外ニーズの対応状況調査の実施
4	17.12.9	・区社協機能と体制の整理
5	17.12.21	・区社協機能と体制の整理
6	18.2.2	・区社協の各機能を発揮するためのしかけの検討

* 4回目以降は業務分析チームと合同で実施

(2) プログラム開発チーム(永田チーム)

回	期日	審議内容
1	17.9.26	・全市的に展開すべき事業の洗い出し
2	17.10.4	・全市的に展開すべき事業の検討
3	17.10.24	・新・推進計画の評価と分析
4	17.11.25	・地域福祉推進協議会の検討
5	17.12.8	・小学校区における地域福祉推進の整理
6	17.12.21	・コミュニティワーカーの業務の検討
7	18.1.30	・計画実施プログラムの検討
8	18.2.8	・計画実施プログラムの検討
9	18.2.23	・計画実施プログラム実施項目の整理、体系の検討

(3) 活動計画評価チーム(小松チーム)

回	期日	審議内容
1	17.9.27	・活動計画評価指標の検討
2	17.10.7	・活動計画評価指標の再確認
3	17.10.25	・活動計画評価項目・方法の整理
	17.10下旬	・中区、瑞穂区、天白区で活動計画モデル評価の実施
4	17.11.24	・活動計画評価の全区実施に向けての検討
5	17.12.7	・活動計画評価の全区実施方法のまとめ
	18.1下旬	・活動計画自己評価の実施
6	18.2.14	・活動計画自己評価結果のまとめ

(4) 業務分析チーム(平野チーム)

回	期日	審議内容
	17.11.14	・市・区社協で業務調査の実施(~17.12.10まで)
1	18.2.22	・業務調査結果の分析

5 区社協ヒアリング

回	期日	区社協名
1	17.8.22	・天白区社協
2	17.8.23	・東区社協、千種区社協
3	17.9.21	・昭和区社協

第3次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画（案）
平成18年6月

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会
〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号
総合社会福祉会館5階
電話 052(911)3192 FAX 052(917)0702
E-mail: nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp
URL : <http://www.nagoya-shakyo.jp>

発行部数：600部